

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【文部科学省】農林水産省(6)【農林水産省】農地法施行規則(昭25法214)及び農地法(昭27法229) 地方公共団体が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、令和3年度中に省令を改正し、農地転用許可(農地法第4条1項及び5条1項)を不要とする。	—	地方公共団体が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、省令を改正し、農地転用許可(農地法第4条1項及び5条1項)を不要とする。	【農林水産省】農地法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月31日付け農林水産省令第27号) 【農林水産省】地方公共団体が農地で埋蔵文化財の試掘調査を行う場合の農地転用許可制度の取扱いについて(令和4年3月31日付け農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_1">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_1</a>	農林水産省農振興局農村政策部農村計画課
5【内閣府】農林水産省(24)【農林水産省】強い農業・担い手づくり総合支援交付金 食品流通拠点施設整備については、非保有手法の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であること等、改めて地方公共団体に周知した。 食品流通拠点施設整備については、BOO方式による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、非保有手法の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であること等を、改めて地方公共団体に令和3年度中に周知する。(関係省府:農林水産省)	—	食品流通拠点施設整備については、非保有手法の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であること等を、改めて地方公共団体に周知した。	【農林水産省】強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用した非保有手法の施設整備について(周知依頼)(令和4年3月16日付け農林水産省新事業・食品産業販売品流通課単発郵便長事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_2">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_2</a>	農林水産省大臣房新事業・食品産業部食品流通課
5【内閣府】文部科学省(11)(ii)【厚生労働省】子ども・子育て支援法(平65)【文部科学省】子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について(平成26年9月10日通知、令和4年3月23日最終改正)にて地方公共団体宛に通知済み	—	「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日通知、令和4年3月23日最終改正)にて地方公共団体宛に通知済み	【内閣府】文部科学省】子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について(平成26年9月10日通知、令和4年3月23日最終改正)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_3">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_3</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
5【総務省】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平24法65) (i)個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令65)33条)については、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られる場合や、交付申請者による入力が困難であると認められる場合は、職員が代行して入力装置へ暗証番号を入力可能であることを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。	—	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)の一部を改正し、個人番号カードの交付に係る暗証番号の設定については、交付申請者又はその法定代理人の同意が得られる場合や、交付申請者による入力が困難であると認められる場合は、職員が代行して入力装置へ暗証番号を入力可能であることを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。	【総務省】個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知) 【総務省】公的個人認証サービス事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_4">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_4</a>	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府】厚生労働省(2)(viii)【厚生労働省】子ども・子育て支援法(平65) 保育所等の利用児童が他施設に転園する際の現象に関する情報提供については、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」(令3厚生労働省子ども家庭局)に示す児童票の様式を活用するなど、保育士の事務負担に配慮した上で、可能な限り情報提供を行うことを保育所等に促すよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	具体的及び現実的に対して、児童の転園の際に、保護者の同意を得た上でできる限り子どもたち等に関する情報を送付することを望ましいこと、その際には、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」(令3厚生労働省子ども家庭局)に示す児童票の様式を活用することを検討いただきたい旨、通知済み。	【厚生労働省】児童の転園の際の範囲元から転園先への情報提供について(令和4年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_7">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_7</a>	内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
5【農林水産省】森林の土地の所有者となった旨の届出(10条の7の2第1項)については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み】(令和3年10月28日付け林野庁計画課長通知)	—	森林の土地の所有者となった旨の届出(10条の7の2第1項)については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【農林水産省】森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについての一部改正について(令和3年10月28日付け林野庁森林整備部計画課長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_9">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_9</a>	林野庁森林整備部計画課
5【内閣府】(16)子代も・子育て支援法(平24法65) (i)子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告書を作成する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するよう、以下とおりとする。 ・報告様式への入力事務を効率化するため、令和3年度中に報告様式を改善する。 ・市町村から国への報告様式と、市町村から都道府県への報告様式を統一することについては、令和3年度中に地方公共団体の実態を調査し、令和4年内に結果を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・市町村から都道府県への提出期間の延長については、都道府県への影響を踏まえつつ検討し、令和4年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	「令4」 5【内閣府】(16)子代も・子育て支援法(平24法65) (i)子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告書を作成する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するため、市町村から国への報告様式と、市町村から都道府県への報告様式に係る実績報告については、報告書を作成する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するため、市町村から都道府県へ提出する報告様式を、市町村から都道府県へ提出する報告様式と、市町村から都道府県への提出期間の延長については、都道府県への影響を踏まえつつ検討し、令和4年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【内閣府】市町村の事務負担を軽減するため、市町村から国へ提出する報告様式を、市町村から都道府県へ提出する報告様式へ転換する。 【内閣府】子ども・子育て支援交付金の事業実績報告等について(令和5年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部参事官事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_10">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_10</a>	内閣府子ども・子育て本部

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース





対応方針(開示内容)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5(厚生労働省) (3)児童福祉法(昭22法164)及び食品衛生法(昭2法23) 児童福祉施設等における衛生管理については、個々の現場の実態を踏まえた適切な衛生管理の推進を図るため、「中小規模調理施設における衛生管理徹底について」(平9厚生省生活衛生局企画課課長及び「児童福祉施設等における衛生管理の改善実施及び中毒の予防について」(平9厚生省児童家庭局企画課課長)等の通知をもとに、メニューを1回300食以上又は1日750食以上で実施するものの以外の施設においては、地方公共団体は「大量調理施設マニュアル」(平9厚生省生活衛生局長)に限らず、厚生労働省が内容を確認した手引書等を参考して指導を行うこととする。手引書等を参考して指導を行うことにより、令和4年6月より、厚生労働省が内容を確認した手引書等を参考して指導を行うことの可能であることを令和4年度中に確実化する。 それを前提として、上記の取扱いを踏まえた児童福祉施設への指導に資する方策について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	同メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供するものの以外の施設に対して、地方公共団体は「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平9厚生省生活衛生局長)に限らず、厚生労働省が内容を確認した手引書等を参考して指導を行うこととする。手引書等を参考して指導を行うことにより、令和4年6月より、厚生労働省が内容を確認した手引書等を参考して指導を行うことの可能であることを令和4年度中に確実化する。 それを前提として、上記の取扱いを踏まえた児童福祉施設への指導に資する方策について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【厚生労働省】「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」の一部改正について(令和4年2月7日付け)・「業者食生活監査令第207号」 【厚生労働省】「8小規模で調理を行ふ児童福祉施設等における衛生管理について」(令和4年8月31日付け)・「子発免0831第1号」・「子発免0831第2号」・「障障免0831第1号」・「子発免0831第2号」・「子発免0831第1号」	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_17">https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_17</a>	厚生労働省子ども家庭局総務課
5(個人情報保護委員会)(1)【総務省】(3)【財務省】(2) 郵便法(昭22法165)、地方税法(昭22法226)、国税徴収法(昭34法147)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57) 地方税に関する調査について必要があるときに行事業者等への協力を要請(「地方税法20条の11同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行なわれる協力を要請を含む。」)として徴税事務官が日本郵便株式会社に郵便の転送情報を提供を求める場合の取扱いについて、郵便法8条2項に定められた郵便物に関して知り得た他の人の秘密に係る秘密義務に留意しつつ、当該情報提供の可否について検討し、令和4年夏までに目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【総務省】 (6)郵便法(昭22法165)、地方税法(昭25法226)、国税徴収法(昭34法147)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57) 地方税に関する調査について必要があるときに行事業者等への協力を要請(「地方税法20条の11同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行なわれる協力を要請を含む。」)として徴税事務官が日本郵便株式会社に郵便の転送情報を提供を求める場合の取扱いについて、郵便法8条2項に定められた郵便物に関して知り得た他の人の秘密に係る秘密義務に留意しつつ、当該情報提供の可否について検討し、令和4年夏までに目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和3年10月に立ち上げた「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」にて、提案団体である青森県南上市にヒアリングを実施するなど、税の滞納者に係る転居情報の地方自治体への提供可否や、提供が可能となる条件等について検討したところ。 検討会での議論を踏まえ、「郵便事業事務における個人情報保護に関するガイドライン」(令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号)の解説に、郵便物に関して知り得た他の人の秘密に係る秘密義務に留意しつつ、当該情報提供の可否について徴税事務官が日本郵便株式会社に郵便の転送情報を提供を求める場合の取扱いについては、郵便情報の具体的な提供依頼事務所について調整を実施し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。	【総務省】「地方税滞納処分における「郵便局送信情報の取扱い」について(情報提供)」(令和5年3月30付け)・「業者食生活監査令第207号」 【総務省】「8小規模で調理を行ふ児童福祉施設等における衛生管理について」(令和4年8月31日付け)・「子発免0831第1号」・「子発免0831第2号」・「障障免0831第1号」	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_18">https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_18</a>	総務省自治税務局企画課・情報流通行政局郵便行政部郵便課
5(農林水産省) (7)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員会の2回目の過半数を認定農業者等が占めることとする要件(8条5項)については、令和3年度中に省令を改正し、当該要件を満たすことをしない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。	—	農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件については、省令を改正し、当該要件を満たすことをしない場合として定める認定農業者数の基準を緩和した。	農林水産省農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月31日付け農林水産省令第26号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_19">https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_19</a>	農林水産省経営局農地政策課
—	—	—	—	—	—
5(デジタル庁)(4)【法務省】(7)【厚生労働省】(31)(i) 水道法(昭32法177)、指定給水装置工事事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付については、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	5【デジタル庁】(10)【法務省】(6)【国土交通省】(6) 水道法(昭32法177) (i) 指定給水装置工事事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付については、当面の措置として、現行の登記事項証明書の提出方法を維持する一方で、公共料へのつながり性利便性により添付省略を実現する方針を採用する。 水道法(昭32法177)に基づき、地方公共団体の水道事業者(同法3条5項)が指定給水装置工事事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25条の7)に関する手続を処理する場合	水道法(昭32法177)の規定に基づく、指定給水装置工事事業者の指定の申請等に関する事務について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(令和1年法律第41号)による住民基本台帳法(昭和49年法律第81号)を改正するとともに、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの各務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年総務省令第13号)を改正し(令和4年8月1日公布・令和4年8月20日施行)し、地方公共団体の水道事業者(水道法第3条5項)が指定給水装置工事事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25条の7)に関する手續を処理する場合には、住民基本台帳法ハッタクシステムから本人認証情報の提供を受けることができるものとした。 これまで、登記事項証明書交付に関する実施計画に基づいて、一元の地方公共団体が登記事項証明書の添付省略を可能としてきていたところ、令和4年度以降、順次拡大していく。 令和4年度以降、公的基礎情報データベース整備実証計画で定める全国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記事項証明書についてのデータベースを整備することにより、全国的に登記事項証明書の添付省略を可能とするために、令和4年3月(法人ベースレジストリ)の提供を目指し、システム開発の調達を行いつ。	【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(住民基本台帳法の一部改正)の施行について(令和4年5月24日付け)・「厚生労働省医療・生活衛生局水道課通知」 【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの各務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年総務省令第55号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_21">https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_21</a>	総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省医療・生活衛生局水道課
5(総務省)(9)【厚生労働省】(39) 住民基本台帳法(昭42法81) (i) 以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報を(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 水道法(昭32法177)に基づき、地方公共団体の水道事業者(同法3条5項)が指定給水装置工事事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25条の7)に関する手續を処理する場合	—	—	デジタル庁デジタル社会共通機器グループ デジタル庁デジタル社会共通機器グループ 法務省民法局総務課 国土交通省水管管理・国土保全局上下水道企画課	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_22">https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_22</a>	—
5(厚生労働省)(31) 水道法(昭32法177) (ii) 給水装置工事主任技術者免状(25条の5)の交付番号については、水道事業者(3条5項)から電子メール等により確認することを可能とし、当該確認方法について令和3年度中に水道事業者に周知する。	—	水道事業者による給水装置工事主任技術者の情報の厚生労働省への両者は、所定の様式を用いて電子メールで行なうことができる旨を令和3年度全国水道関係担当者会議(令和4年3月9日)にて周知した。	【厚生労働省】全国水道関係担当者会議資料(令和4年3月9日)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_22">https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_22</a>	厚生労働省医療・生活衛生局水道課
—	—	—	—	—	—
5(財務省)(10)【農林水産省】(15) 食料・農業・農村本部法(平11法106) 農業整備事業において、財政法(昭23法4)42条ただし書に基づき、避け難い事故のため縫越しを必要とするときの提出書類については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に令和3年度中に通知する。	—	事務連絡:農業農村整備事業において、財政法42条ただし書に基づき、避け難い事故のため縫越しを必要とするときの提出書類については、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に通知する。	【農林水産省】農業農村整備事業に係る事故縫越しの事務手続きについて(令和3年11月2日付け)・「業者食生活監査令第207号」 会議における口頭周知:令和3年度財務局等縫越し決算事務担当者会議	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_24">https://www.cao.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_24</a>	財務省土木計画局計画課 農林水産省農村振興局総務課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース



## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別 管理	分野	提案団体 の属性	関係府省	提案 団体名	提案 方針	実施 事項 並びに 内容	求める措置の具体的な内容	具体的な施策例	提案中における最終的な 審査結果(結果)
R3	34	06.環境・衛生	都道府県	石川県、福島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然環境整備交付金交付手続規制緩和、環境保全施設整備交付金交付手續規制緩和	複数年の事業については、「国庫債務負担行為としている工事や山林地などの工事が限られる特殊な工事については、毎年度で工事を完了しないため、複数年工期での契約となる場合がある。しかし、現行の自然環境整備交付金等の制度では、複数年度に及ぶ工事に手続をした契約を行なない、交付手続に際するQ&Aに定められてることから、複数年事業であっても毎年、補助金の申請を行い、単年度ごとに交付額が決定されている状況であり、2年目以降の交付決定額が申請額を大幅に下回った場合、適正な事業の施行に支障が生じることとなる。当県では、令和3年度の自然環境整備交付金(自立公園整備事業)を申請したところ、交付額は申請額の約6割に留まつたことから、事業費をねんし出すため、今年度に予定していた県有施設の修繕計画の見直しを余儀なくされた。	大規模な工事や山林地などの工事が限られる特殊な工事については、毎年度で工事を完了しないため、複数年工期での契約となる場合がある。しかし、現行の自然環境整備交付金等の制度では、複数年度に及ぶ工事に手続をした契約を行なない、交付手続に際するQ&Aに定められてることから、複数年事業であっても毎年、補助金の申請を行い、単年度ごとに交付額が決定されている状況であり、2年目以降の交付決定額が申請額を大幅に下回った場合、適正な事業の施行に支障が生じることとなる。当県では、令和3年度の自然環境整備交付金(自立公園整備事業)を申請したところ、交付額は申請額の約6割に留まつたことから、事業費をねんし出すため、今年度に予定していた県有施設の修繕計画の見直しを余儀なくされた。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>
R3	35	06.環境・衛生	都道府県	石川県	国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	下水道法第2条の第2項第7項、「流域別下水道整備総合計画」の計画変更要件の緩和	2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流域別下水道整備総合計画」と定め、変更する場合であつても、都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を経て、国土交通大臣の許可を得て、下水道施設整備が不可能な場合)、以下の措置を求める。 ・計画変更が不可能な場合、下水道施設整備の実施を停止する場合の緩和(下水道整備は水質環境基準の達成が困難な場合)、河口付近の沿岸については下水道施設によって対処できない汚染原因により、既に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがないを類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど) ・地方整備局への河川関係機会を含む事前協議の手続の迅速化・提出書類の簡素化	2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流域別下水道整備総合計画」と定め、変更する場合であつても、都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を経て、国土交通大臣の許可を得て、下水道施設整備が不可能な場合)、以下の措置を求める。 ・計画変更が不可能な場合、下水道施設整備の実施を停止する場合の緩和(下水道整備は水質環境基準の達成が困難な場合)、河口付近の沿岸については下水道施設によって対処できない汚染原因により、既に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがないを類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど) ・地方整備局への河川関係機会を含む事前協議の手続の迅速化・提出書類の簡素化	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>
R3	36	03.医療・福祉	施行時特例市	茅ヶ崎市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	民生委員法 第十四条	民生委員の職務範囲の明確化	定年後の人々や専業主婦のボランティアが多かった民生委員制度であるが、定年延長、女性の社会進出等、社会情勢の変化に伴い、成り手不足が深刻化している。具体的には、医療従事者が夜間勤務を行う際、医療委員の職務は、第十四条に明記されているが、個人の経験により大きく変わってしまい、民生委員の役割を超えた対応を求める傾向にある。民生委員に対する期待値が高く、地域の「なんでも屋」のようなイメージが浸透してしまっていることから手不足の大問題が一つとなっている。民生委員の役割をさらに明確化し、行政機関へつなぐ協力体制の構築と受け手側である行政の体制強化をしなければ、地域のボランティアから成立している民生委員制度は、いずれ破綻すると考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>
R3	37	03.医療・福祉	施行時特例市	茅ヶ崎市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行令第十五条の第2項第3号、子ども・子育て支援法施行規則第28条の第18項第3項	幼稚園等利用者が認可外保育施設等併用する場合の施設利用料の無償化に対する利用要件の撤廃	在籍する幼稚園が十分な水準の預かりの保育を実施する際、教育時間と合わせて、認可外保育施設等の併用は無償化の対象ならないことから、利用者から苦情が寄せられている。具体的には、医療従事者が夜間勤務を行う際、教育時間終了後の預かりの保育の提供時間が8時間以上又は開所日200日以上)を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等併用する場合に、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象となることを求めるもの。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokkayosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokkayosan.html</a>
R3	38	06.環境・衛生	施行時特例市	茅ヶ崎市	環境省	B 地方に対する規制緩和	地球温暖化対策に関する法律	地方公共団体温室効果ガス排出削減実行計画の策定に係る支援等の評定等による助成金の算定	当市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条により、温室効果ガス排出量の削減率並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画)を策定することとされている。地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)(令和3年3月)によると、各市町村は、市町村単位で実行計画(区域施策編)策定に係る助成金の算定においては、国際的温暖化対策実行計画に掲げられた温室効果ガス削減目標の達成に向けた対策・施設の効果による削減額の内訳などが「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)に掲載されているない限り、削減目標を設定する際の「国の対策・施設の効果による削減量を考慮することができない」。 温暖化対策に必要な対策を検討するために必要な正確な温室効果ガス排出量を市で算定・推計ができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>
R3	39	06.環境・衛生	施行時特例市	茅ヶ崎市	環境省	B 地方に対する規制緩和	気候変動適応法	地域気候変動適応計画の策定に係る市町村の主導による市町村の温室効果ガスの算定	当市は、令和3年4月に策定した環境基本計画を気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に相当する計画として位置付けた。しかし、気候変動の影響が大きいと考えられる防災分野や健康分野・農業分野などについては、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等、単独策定するには、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>
R3	40	12.その他	都道府県	神奈川県、福島県	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政強化交付金交付手続規制緩和、地方消費者行政強化交付金交付に係る事業の提出に係る事務の効率化	地方消費者行政強化交付金の強化事業に係る事業計画を各市町村に掲げる際、都道府県でどうまいをすることなく直接消費者庁へ提出するなど、効率的な運用を行う改善を求める。	各市町村が強化事業を実施する場合、地方消費者行政強化事業及び推進事業を実施する際は、市町村は事業計画を当県へ提出し、当県は、管内市町村の事業計画を取りまとめた上で、消費者庁へ提出している。また、消費者庁における審査過程で疑義や修正依頼がある場合、消費者庁からまとめて当県に送られ、それを当県が仕分けた上で市町村へ照会し、集めた回答を再度取りまとめ、消費者庁へ回答してある。 しかし、事業計画の審査事務の所管及び承認権限は消費者庁にあることから、上記の当県が行っている事務は、消費者庁からの照会と市町村の回答の中継に過ぎないものである。また、これらの事務を年度末に短期間に扱うことを求めらるることから、他業務への圧迫になっている。 さらに、地方消費者行政強化交付金の取り扱いは順次、活用範囲を拡大していく。その代替措置として、市町村に対して「強化事業」の活用を消費者庁及び当県は働きかけていることから、今後、強化事業の申請件数が増加することが見込まれ、取りまとめた後の業務負担が更に増加する可能性が高い。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>
R3	41	02.医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者基本法第11条第2項、障害者手帳交付手続規制緩和	都道府県障害者手帳、都道府県障害者手帳申請手続規制緩和等における計画期間の見直し、及び計画内容の簡素化	都道府県障害者手帳(以下「障害者手帳」といいます)、都道府県障害者手帳申請手續規制緩和等の規定が改められている。 障害者手帳は、障害者手帳の一部であり、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画としての位置付けであるため、例えば、地域生活移行者数や障害福祉サービス見込量等の成果目標や、目標達成のための施策等について、内容が重複している。 しかし、両計画とも策定義務があつたため、それぞれの計画策定について、実施権限は複数あることから、市町村の意見反映等の作業に加え、学識者や障がい当事者等で構成された審議会で複数回審議するといふ形態が必至となり、大きな負担となっていた。 また、障害福祉計画は3か年計画であるため、次期計画の策定に向けた現行計画の効果等の検証を、2か年という期間は検証には短く、次期計画に現行計画の反省点等を十分に反映できない。 さらに、名称及び内容の近く計画が複数存在することは、住民の分かりにくさにつながっているため、両計画を統合し、1つの計画にできれば、業務負担の軽減及び住民の分かりやすさ向上につながることが可能である。 障害福祉計画は、法に基づく基本計画にて、3か年の計画と定められている一方、障害者手帳は、計画期間の定めはないものの、法において障害者手帳(5か年計画)に基づいて策定することとされています。 これまで、障害者手帳は、障害者手帳申請手續規制緩和等の規定が改められており、これが踏まえ、日本の基本指針により定められる障害福祉計画の期間と、日本の障害者手帳計画の期間が同一、又は、例えば、3年間など、中間見直しがやすい期間になつていれば、両計画の統合や策定期間の見直しが可能である。 また、更なる業務負担の軽減に向けて、両計画の内容の簡素化についても、併せて提案する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>
R3	42	05.教育・文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金交付要綱	教育支援体制整備事業費補助金について、3月末に行われている内示により先立ち、予算が成立した際の見込みであることを前提に、予算額の目安について情報提供を求める。	当該補助金については、内示により初めて予算額が示されることにより、短期間に人材を探さなければならぬなどの事務負担が非常に大きい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲げる年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<b>5[環境省]</b> (15)自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金 ・国庫債務負担行為(財政法(昭22法4)15条)の活用等により、複数年にわたる契約の締結を可能とすることについて、予算配分及び執行状況並びに都道府県の意見を踏まえつつ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
<b>5[国土交通省](11)[環境省(3)]</b> (15)下水道基づく流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議を届出する内容をも含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第44号)が令和4年5月20日に公布、令和4年8月20日に施行された。 二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議(同7項)については、届出する。 当該計画に含まれる二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象となることを明確化し、地方整備局及び都道府県に令和4年中に通知する。 ・流域別下水道整備計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等をすることとし、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に通知する。	下水道法に基づく流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議を届出する内容をも含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律」(令和4年法律第44号)が令和4年5月20日に公布、令和4年8月20日に施行された。 流域別下水道基づく流域別下水道整備計画において、二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象となることを明確化し、地方整備局及び都道府県に通知した。 流域別下水道基づく流域別下水道整備総合計画に係る河川関係検討の手引きの改訂について(令和3年12月22日付け国土交通省水管・国土保全局河川環境連絡会)	【国土交通省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の施行に伴い下水道法等の一部改正について(令和4年8月19日付け国土交通省水管・国土保全局長通知) 【国土交通省】下水道法施行規則の一部を改正する省令(令和4年8月19日付け国土交通省令第62号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_35">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_35</a>	国土交通省水管・国土保全局下水道部下水道企画課、河川環境課	
<b>5[厚生労働省]</b> (13)民生委員法(昭23法198) 民生委員については、関係団体と連携しつつ、引き続き、扱い手の確保や活動の負担軽減に資する创意工夫ある取組事例を収集し、全国会議等を通じて地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	関係団体と連携しつつ、各自治体において行われている民生・児童委員活動の負担軽減や、将来の扱い手確保を念頭に置いて様々な取組事例を収集し、厚生労働省が主催する会議(令和4年3月18日社会・接護局関係主管課長会議)で周知した。	【厚生労働省】厚生労働省社会・接護局関係主管課長会議資料(令和4年3月)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_36">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_36</a>	厚生労働省社会・接護局地域福祉課
<b>5[環境省]</b> (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法30) 地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出ガルチャを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援について、地球温暖化対策実行計画(策定対象)における対策・施策ごとの温室効果ガス排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出ガルチャを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定したことと地方公共団体に通知した。	【環境省】地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項にに基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について(令和4年3月31日付け環境省大臣官房環境計画課、環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室、環境省地球環境局総務課気候変動適応室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_38">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_38</a>	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当事務官室
<b>5[環境省]</b> (8)地域気候変動対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法30) 地方公共団体の計画策定に係る地方公共団体への支援については、地球温暖化対策計画(温対法8条)における対策・施策ごとの温室効果ガス排出削減効果など、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出ガルチャを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能とし、地方公共団体に令和3年度中に周知する。 ・地域気候変動適応計画マニュアルについては、地域気候変動適応計画が地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の判断により策定されるものであるとともに、環境保全の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合は地域気候変動適応計画と位置付けることが可能であることを明確化し、また複数の都道府県や市区町村による共同策定を推進するため、共同策定する際の参考となる考え方等の記載内容を充実させるために、計画策定の負担軽減に資するツールの提供を含め、地方公共団体の事務負担を軽減するため改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	【環境省】地熱温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について(令和4年3月31日付け環境省大臣官房環境計画課、環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室、環境省地球環境局総務課気候変動適応室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_39">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_39</a>	環境省地球環境局総務課気候変動適応室
<b>5[消費者庁]</b> (2)地方消費者行政強化交付金 地方消費者行政強化交付金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、当該交付金事業に係る実施計画書及び実績報告書の記載内容を簡素化等について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	地方消費者行政強化交付金事業に係る強化事業実施計画書及び強化事業実績報告書の様式を簡素化し、地方公共団体の事務負担を軽減した。なお、実績報告書においても、複数年度に跨る記載欄を年次分の記載欄にしたうえで、申請書類を簡素化するように、申請に必要な様式の簡素化を行った。	【消費者庁】地方消費者行政強化交付金交付要綱(令和4年3月22日付け消地規第44号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_40">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_40</a>	消費者庁地方協力課
<b>5[内閣府]</b> (10)児童福祉法(昭45法84)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 児童福祉法(昭45法84)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び障害者福祉計画(児童福祉法第11条第2項及び市町村障害者計画(同3条)については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。	＜令5＞ 【ども家庭庁(4)(i)】【厚生労働省(3)(i)】 児童福祉法(昭22法14)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) ・障害者福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害者福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項及び33条の22第1項)（以下この事項において「計画」といいます。）については、告示が改正し、以下の記述を講じた。 ・計画によっては、規制を緩和するための柔軟な期間設定が可能とした。 ・計画における意の記載事項については、地方公共団体の実情に応じて定めることができるよう明確化した。 ・これらの計画については、障害福祉サービス等の範囲を同一とすると、社会保険審査会の認定と同一となる。 ・これらの計画については、障害福祉サービス等の範囲を同一とすると、社会保険審査会の認定と同一となる。 ・これらの計画については、社会保険審査会の認定と同一となる。 ・これらの計画については、社会保険審査会の認定と同一となる。	障害者基本法(昭45年法律第84号)第11条第2項及び第3項に定める都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の規定について(令和4年3月31日付け内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(障害者施策担当)付事務連絡) 【ども家庭庁】厚生労働省(3)(i)障害者福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123))及び市町村障害者計画(同3条)については、障害者基本法(昭22法14)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び障害者福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害者福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項及び33条の22第1項)（以下この事項において「計画」といいます。）については、告示が改正し、以下の記述を講じた。 ・計画によっては、規制を緩和するための柔軟な期間設定が可能とした。 ・計画における意の記載事項については、地方公共団体の実情に応じて定めができるよう明確化した。 ・これらの計画については、障害福祉サービス等の範囲を同一とすると、社会保険審査会の認定と同一となる。 ・これらの計画については、障害福祉サービス等の範囲を同一とすると、社会保険審査会の認定と同一となる。 ・これらの計画については、社会保険審査会の認定と同一となる。 ・これらの計画については、社会保険審査会の認定と同一となる。	【内閣府】障害者基本法第11条第2項及び第3項に基づく都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の規定について(令和4年3月31日付け内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(障害者施策担当)付事務連絡) 【ども家庭庁】厚生労働省(3)(i)障害者福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123))及び市町村障害者計画(同3条)については、障害者基本法(昭22法14)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び障害者福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害者福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項及び33条の22第1項)（以下この事項において「計画」といいます。）については、告示が改正し、以下の記述を講じた。 ・計画によっては、規制を緩和するための柔軟な期間設定が可能とした。 ・計画における意の記載事項については、地方公共団体の実情に応じて定めができるよう明確化した。 ・これらの計画については、障害福祉サービス等の範囲を同一とすると、社会保険審査会の認定と同一となる。 ・これらの計画については、障害福祉サービス等の範囲を同一とすると、社会保険審査会の認定と同一となる。 ・これらの計画については、社会保険審査会の認定と同一となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_41">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_41</a>	内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(障害者施策担当) こども家庭庁支援局障害者支援課 厚生労働省社会・接護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援局障害者支援課
<b>5[文部科学省]</b> (1)教育支援体制整備事業費補助金 教育支援体制整備事業費補助金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に内示を行う。	—	令和4年度事業に係る自治体への内示について、令和3年度よりも早期に実施した。 (参考) ・ <u>補習等のための指導員等派遣事業</u> 令和3年度事業に關する内示:令和3年3月25日	—	—	文部科学省初等中等教育局児童生徒課、財務課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【農林水産省】 (9)農地法(昭27法律229) (ii)農地をその区画や形質を変更することなく短期間に利用し、当該利用終了後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することができるようであることを明確化し、参考となる事例を示しつつ、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	農地をその区画や形質を変更することなく短期間に利用し、当該利用終了後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することができるようであることを明確化し、参考となる事例を示しつつ、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	農地をその区画や形質を変更することなく短期間に利用し、当該利用終了後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することができるようであることを明確化し、参考となる事例を示しつつ、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	【農林水産省】農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時に利用する場合の農地転用の取扱いについて[技術的助言] (令和4年3月31日付け農林水産省農村振興局通知) 【農林水産省】農地法の運用についての制定について等の一部改正について(令和4年3月31日付け農林水産省農村振興局通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#r3_43">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#r3_43</a>	農林水産省大臣官房農業課
5【厚生労働省】 (33)国民健康保険法(昭33法律192) (i)国民健康保険における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合(42条1項)については、被保険者等及び市区町村の負担を軽減するため、省令を改正し、市区町村が当該被保険者等の負担割合2割となることを確認できる場合は、世帯主からの申請(施行規則24条の3第1項)によらず、負担割合を2割とする(施行令27条の2第3項1号又は2号)ことを可能とする。 【措置済み】(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則)一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号)】	令和3年12月10日に国民健康保険法施行規則を改正し、市区町村において被保険者等の負担割合が2割となることを確認できる場合は、当該市区町村の判断で、申請書の提出を不要とすることを可能とした。	令和3年12月10日に国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号) 【厚生労働省】国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和3年12月10日付け厚生労働省長官通達) 【厚生労働省】国民健康保険法一部負担金割合の判定に係る申請の不要化に関するQ&Aの送付について(令和3年12月24日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#r3_44">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#r3_44</a>	厚生労働省保険局国民健康保険課	
5【厚生労働省】 (43)高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法律80) 後期高齢者医療における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合(67条1項)については、被保険者及び市区町村等の負担を軽減するため、省令を改正し、後期高齢者医療広域連合が当該被保険者の負担割合が1割となることを確認できる場合は、被保険者からの申請(施行規則32条1項)によらず、負担割合を1割とする(施行令7条3項1号又は2号)ことを可能とする。 【措置済み】(国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則)一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号)】	令和3年12月10日に高齢者の医療の確保に関する法律施行規則を改正し、後期高齢者医療広域連合において被保険者の負担割合が1割となることを確認できる場合は、当該広域連合の判断で、申請書の提出を不要とすることを可能とした。	【厚生労働省】国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第191号) 【厚生労働省】国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和3年12月10日付け厚生労働省長官通達) 【厚生労働省】後期高齢者医療の一部負担金軽減に係る申請の不要化に関するQ&Aの送付について(令和3年12月24日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#r3_45">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#r3_45</a>	厚生労働省保険局高齢者医療課	
5【財務省】 (8)厚生労働省(38) 被戻者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法律100) 被戻者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討し、令和6年度中を目途に結果を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【デジタル庁(5)】 (8)財務省(6) 国税徴収法(昭34法律147)、国税通則法(昭37法律66)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法律27) 税務署から地方公共団体への住民課税情報等の照会(国税徴収法)146条の2並びに(国税通則法)74条の12第1項及び2項)については、令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システム)と国税電子申告・納税システム(e-Tax)及び地方税のオンライン手続きのためのシステム(eLTAX)の刷新、改修や、地方公共団体の基幹業務等システムとの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (16)環境省(11) 食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集には運搬を兼ねて行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、市区町村の許可による事務負担及び当該事業者に求められる目標設定等の負担を考慮し、食品関連事業者の対象範囲の拡大について、関連する事業者等の意見も踏まえて検討し、令和4年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【農林水産省】(11)【環境省】(13) 食品循環資源の再生利活用の促進に関する法律(平12法律16) 食品関連事業者(2条4項)の委託を受けて食品循環資源(同条3項)の収集又は運搬を行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例(21条)については、市区町村の許可による事務負担を考慮する場合に、市区町村の許可による事務負担を考慮する場合に、令和4年度中に「食料・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴取したところ、現行においても特例の活用が可能であるとの結論を得た結果、特例の適用範囲を拡大する。食品関連事業者の対象範囲を拡大する。」とし、令和4年内に結論を得る。令和4年度中に「食料・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴取したところ、現行においても特例の活用が可能であるとの結論を得た結果、特例の適用範囲を拡大する。」とし、令和4年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬を兼ねて行う場合に一般廃棄物処理業の許可を不要とする特例について、食品関連事業者の対象範囲を拡大する。食品関連事業者の対象範囲を拡大する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【農林水産省】食品リサイクル法に基づく廃棄物処理法の特例について(周知) (令和4年12月19日付け農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品ロス・リサイクル対策室主導継続) 【環境省】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における廃棄物の収集運搬に係る特例を不要とする特例について(周知) (令和4年12月19日付け環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#r3_50">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#r3_50</a>	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(闇喰決定)記載内容 (掲載年:付31年もの)	最終の対応方針(闇喰決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【法務省】④【厚生労働省】(26) 出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)1条2号から4号までに該当する者となつたことで、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するうえ、法務省から市区町村に対する既存の情報提供の仕組みを活用して当該者の情報を提供することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【法務省】 (5)出入国管理及び難民認定法(昭26令319)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険の被保険者である外国人が、在留資格の変更により、国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)1条2号から4号までに該当する者となつたことで、被保険者の資格を喪失した場合における市区町村の資格喪失処理に係る事務については、当該市区町村における事務の円滑な実施に資するうえ、法務省から市区町村に対する既存の情報提供の仕組みを活用して当該者の情報を提供することを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (閣僚府省:厚生労働省)	出入国在留管理厅、厚生労働省、国民健康保険中央会において、情報提供に係る陸續書を締結し、厚生労働省において地方自治体方向に「出入国在留管理厅から提供される情報を利用した国民健康保険法適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理の実施について」(令和5年3月31日付け厚生労働省保健局国民健康保険課事務連絡)を発出した。必要なシステム改修等を実施し、令和5年5月から提供を開始した。 【厚生労働省】別紙_国民総合システム(在留資格)	厚生労働省	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_51">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_51</a>	法務省出入国在留管理厅政策課 厚生労働省保健局国民健康保険課
5【厚生労働省】 (35)薬剤師法(昭35法146) 離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、当該医師又は薬剤師が、映像及び音声の送受信による方法で、当該診療所の看護師又は准看護師が行うPTPシート等で包装されたままの医薬品の取り扱いの状況等を確認することで、当該医薬品の提供を可能とするこの考え方や条件等について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 35【薬剤師法(昭35法146) 離島等の診療所において、荒天等により医師及び薬剤師が渡航できないことにより不在となる場合において、当該診療所に従事する医師が患者に対して遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、当該医師又は薬剤師が、映像及び音声の送受信による方法で、当該診療所の看護師又は准看護師が行うPTPシート等で包装されたままの医薬品の取り扱いの状況等を確認することで、当該医薬品の提供を可能とするこの考え方や条件等について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【厚生労働省】別紙医業・生活衛生局総務課長通知	離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について」(令和4年3月23日付け厚生労働省医業・生活衛生局総務課長通知)を通知した。	厚生労働省	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_52">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_52</a>	厚生労働省医業・生活衛生局総務課 医政局総務課
5【内閣府】(9)(i)【警察庁】(1)(i)【総務省】(9)(ii)【厚生労働省】(39)(ii) 住民基本台帳法(昭42年法律第14号) 住民基本台帳の一括りしの監査(1条及び1条の2)、住民票の写し等の交付(12条から12条の4)、除票の写し等の交付(15条の4)、戸籍の交付(26条)及び戸籍の別冊の除票の写しの交付(21条の2)における、ドミティックバイオランプ(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年1月11日現行)、スーカー行為等(スーカー行為等に関する法律(平成12年8月16日現行)、見廻虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年8月23日現行)及びこれに準ずる行為(以下「DV等」という)の被害者の保護のための措置(以下「DV等支援措置」という)に係る延長の申出については、市区町村の事務所へ出頭して行うこととしている旨、また、精神疾患等による手続も認められており申出者本人の申出であることを確認した上、警察などの相談機関等から当該措置の必要性を確認できた場合には受理することとして差し支えない旨、地方公共団体に通知する。 【措置済み】(令和4年3月23日付け厚生労働省医業・生活衛生局総務課長通知)	-	支援措置に係る延長の申出については、市区町村の事務所へ出頭して行うこととしているが、代理人による手続も認められている旨、また、精神疾患等による手続も認められており申出者本人の申出であることを確認した上、警察などの相談機関等から当該措置の必要性を確認できた場合には受理することとして差し支えない旨、地方公共団体に通知する。 【措置済み】(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)	【総務省】ドミティック・バイオランプ、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施に関する延長の申出について(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_53">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_53</a>	総務省自治行政局住民制度課
-	-	-	-	-	-
5【国土交通省】 (9)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行う事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、引き続き、国及び地方整備局による地方公共団体への交付決定のための確認を必要最小限のものとするよう、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に周知する。	-	補助金等の交付に関する事務について、地方公共団体や各補助金事務担当者の事務負担軽減のため、補助金等の交付決定のための確認は、引き続き法令や各補助金等の要綱等に基づき必要な最小限のものとするよう、改めて関係者に周知した。	【国土交通省】国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の取組について(令和3年12月22日付け大臣官房会計課企画専門官(法規担当事務連絡))	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_55">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_55</a>	国土交通省大臣官房会計課
5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) (15)個人番号カードの代理への交付については、交付申請者が住宅サービス(介護保険法(平成12年3月18日現行)8条1項)を受けている場合において交付申請者の本人確認の方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【総務省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) (1)個人番号カードの代理への交付については、交付申請者が住宅サービス又は福祉サービスの提供を受けている場合において交付申請者の本人確認の方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【措置済み】(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)	個人番号カードの交付申請者が居宅サービスを受けている場合のカードの代理交付については、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類を、交付申請者の本人確認書類として利用できるとの結論を得た。 これに伴い、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)の一部を改正した。	【総務省】個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_56">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_56</a>	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
5【総務省】(4)(i)【外務省】(1) 公職選挙法(平25法100) 一時帰國による在外選挙人名簿に登録されている者を当該名簿から抹消した場合における市町村(特別区を含む。)の選舉管理委員会による通知(施行令第23条の1第1項)に基づく場合の在外公館への対応については、在外選挙人に対する抹消の事実の周知に図るため、在外選挙事務処理要領を改訂する。その前段事項を在外公館に周知する。 【措置済み】(令和4年9月27日付け大臣官房在外公館充電要領)	<令5> 5【外務省】(6)(i)【外務省】(1) (6)公職選挙法(昭25 法 100) (1)在外選挙人名簿から抹消された者については、市町村(特別区を含む。)の選舉管理委員会による通知(施行令第23条の1第1項)に基づき、在外選挙人に対する抹消の事実の周知に図るため、在外公館に周知する。 また、在外選挙事務処理要領を改訂する。在外選挙事務処理要領(施行令第23条の10)の各在外公館間ににおける情報共有を可能とするシステム改修が有能が示されるよう当該システムの改修について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	在外公館が在外選挙事務を行つ際の在外選挙事務処理要領を改訂し、在外選挙人名簿に登録されている者が当該名簿から抹消された場合において、当該選挙人への連絡が可能となる是、改めて在外選挙人名簿登録を行ううえ指摘すべきであるなどについて、在外公館に周知する。 (1)在外選挙人名簿から抹消された者については、在外選挙人延長登録を実施する。 在外公館が在外選挙事務を行つ際の在外選挙事務処理要領(施行令第23条の10)の各在外公館間ににおける情報共有を可能とするシステム改修が可能か検討しているが、在外公館で情報を受け取った後には、本件対象となる者が第三回に国外転出する場合等、想定されるところから、より正確な結果を得べく、令和5年からは、外務省において一定期間における抹消された者リストアップし、在外公館に提出されている在留届に同一人物が存在するかを確認し、在留届がある場合には在留届提出先公館から当該者に抹消の事実につき連絡することとする。	-	-	総務省自治行政局選舉部選舉課 外務省領事局政策課在外選挙室

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管 理	分 野	提 案 出 來 る 事 項 (個 体)	関 係 府 県	提 案 方 式	提 案 事 項 (重 複 可 能)	求 め る 措 置 の 具 体 的 な 内 容	具 体 的 な 支 障 事 例	提 案 事 項 に お ける 終 了 期 限 (新 規 則)				
R3	58	03.医療・福祉	中核市	豊橋市	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	令和元年版児童手当交付金事業実績報告書の提出について別紙、確定に伴う追加交付額及び返還額の算出について(令和2年6月12日内閣府子ども・子育て本部事務連絡)	児童手当交付金の実績報告書における精算手続について、現状の子ども・子育て支援活動実業問題システム(以下、システム)による追加交付額と返還額(事業主提出分)、児童手当の追加交付額と返還額(事業主提出分)、児童手当の追加交付額と返還額(国庫財源分)、特例給付の追加交付額と返還額がそれぞれ算出された形で表示される等の手続の簡素化を求める。	毎年2月に、内閣府が指定するシステムを活用し、前年度分の児童手当について実績報告を行っている。児童手当交付金の合計欄には、児童手当及び特例給付が不足した形で追加交付額または返還額が算出されるが、実際には、児童手当の追加交付額と返還額(事業主提出分)、児童手当の追加交付額と返還額(事業主提出分)、児童手当の追加交付額と返還額(国庫財源分)、特例給付の追加交付額と返還額がそれぞれ算出された形で表示される等の手続の簡素化を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>		
R3	59	12.その他	中核市	豊橋市	総務省	B. 地方に対する規制緩和	公職選挙法施行令第25条	公職選挙法施行令に基づく投票管理者等の告示事項の見直し	投票管理者及び職務代理者が選挙した場合の告示事項から「住所」を削除する又は「住所」を「住所の市区町村まで」に替えて「住所の町字まで」と改める。	公職選挙法施行令第25条において、投票管理者又はその職務代理者が選挙した場合は、直らその者の住所及び氏名を告示しなければならない旨規定されている。当該住所及び氏名を告示する趣旨は、直らその者の住所及び氏名を周知するためである。しかし、告示事後、不審な投票者等が投票所において公正な投票を確保しようとも承知していない。また、国会議員の選挙における投票管理者の手帳や投票券の記載内容が改ざんされた場合に、投票管理者等の選任を断られるケースが増えてきている。一方、候補者の立候補の届出があつた旨の告示事項については、令和2年7月17日付け總務省第205号総務省自治行政局選挙課長通知にて、取扱いを見直す旨の技術的助言がなされたところであり、住所については、「住所の市区町村まで又は町字まで」とすることが適当された。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>	
R3	60	12.その他	中核市	豊橋市	総務省	B. 地方に対する規制緩和	公職選挙法第113条第3項	公職選挙法第113条第3項ただし書きの見直し	公職選挙法第113条第3項ただし書きに定めた通り、各市町村の選挙の期日の告示があつた後に、その他の選挙の期日の告示があつた場合に、その他の選挙の期日の告示を受けたときに、いわゆる便乗選挙が行われないとしている。市町村の選挙は立候補の公示(告示)の前までに欠員通知を受けた場合は、便乗選挙を執行する必要がある。しかし、上の通り公職選挙法の規定により立候補の届出があつた旨の告示の公示(告示)の前までに欠員通知を受けた場合は、便乗選挙を執行する必要がある。	市長選挙の際、便乗選挙違反の要件である「告示の日前10日」の期限間際に市議会が辞職し立候補することを想定し、投票用紙の調製、選舉人名簿の調製、入場券の発送、ポスター掲示場の設置、従事者確保、啓発用音質機器など各部署及び関係者と調整したが、品物調達については、納期の過密さから難色を示す業者がほとんどであるなど、選挙を適正に実施できない可能性があることがわかった。また、国会議員の選挙における投票法及び公職選挙法一部を改正する法律(令和元年法律第1号)にて、投票管理者等の選任要件が緩められた趣旨から住所を告示することの有益性は乏しくなっているものと見られる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>	
R3	61	02.農業・農地	都道府県	三重県	農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに関する制度改正	農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに関する制度改正について、同条に規定する異議申し出又は審査申立て権利(異議申し出権等)があった場合には、市町村長が市町村農業振興地域整備計画の変更手続きに関する制度改正の変更について、手続を進め変更を完了することができるよう制度の改正を求める。	農用地利用計画は市全域で一つを作成しているが、異議申出等があった場合、市全域に係る計画の変更案全体について変更手続が停止してしまうため、当該異議申出等と関係ないと考えられる土地について農用地区域から除外されるか否か等が確定せず、その土地の影響が遡れなどの影響が発生する事例が毎年数件程度発生している。当県では、異議申出後の審査申立て手続を約170日間待つよう改めることで、申請人をもつて農業振興地域整備計画に関する法律第13条第2項等に算出するとして農業経営区域から除外しようとする場合に、当該土地Aから遠く離れた土地Bの所有者から自身の土地について農用地区域から除外されるか否か等が確定する。そのため、異議申出を受けた結果が出てから、土地Aの所有者から自身の土地についての開拓が止まってしまう場合に、異議申出等の手続と切り離して農用地利用計画の変更を行なうことを可能とすることで求めたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>		
R3	62	02.農業・農地	都道府県	三重県	農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画の変更手続きにおける審査申立てに係る期間の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画の変更手続きにおける制度改正の変更により審査申立てに係る審査の手続を複雑さが当該期間内の都道府県知事による裁決が困難な場合があつたため、各都道府県が標準処理期間を設定していくことの改めを求める。	農業振興地域の整備に関する法律第11条における審査申立てについては、同条第6項に規定する期間(60日)中に裁決を行なう必要があるが、審査請求への不協和内容に係るアリヤダや処分部分(市町村)からの非難の取扱いなど、審査請求人と処分部分双方の主張や事実関係、関連する資料を収集整理する一連の過程に長期を要するため、当該期間を超える場合が発生している。	-		
R3	63	12.その他	都道府県	青森県、岩手県、宮城県	総務省	B. 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第9条第3項、第4条第4項、第8条第2項及び第3項、第6条第4項、第8条第2項の規定による地方独立行政法人法施行令第2条第3号	地方独立行政法人法による出資財産区分の変更について手続の簡素化	地方独立行政法人法による出資財産区分の変更について手続の簡素化	地方独立行政法人法(以下「法人」という)は、既に青森県が設立した地方独立行政法人、当県産業技術センター(以下「法人」という)は、設立から12年目を迎えている。当県が法人に出資した財産(作敷658)は、老朽化が進行しているものの、社会情勢の変化に伴う組織再編等に伴う整理、統廃合がなされ、専門会員が多く残り、今後も増加が見込まれている。財産使用の後は定期更新には、法第6条第2項に基づき、県議会の議決を経てより、絶大の権限をもつて財産使用の規模の大小や法人の経営に与える影響の多寡にかかわらず、法人及び当該の業務負担が増加し、隣接した人員や働き方改革などを踏まえ、財産負担の軽減や効率化が求められている。また、財産変更によって、定款変更手続が行われた経緯がある。また、財産変更手続が行われた経緯があることは、県議会から審議に対する必要性も問われかねないものと考えている。なお、過去には、法人の業務にかかる影響がないという理由から、法人の名称等の変更について、定款変更手続を簡素化する制度改正が行われた経緯がある。	[支障事例] 法第6条第4項に規定される「出資等による不要財産(重要な財産)にあたらない出資財産であるにもかかわらず、处分に当たり定款変更が必要であること」、事前に承認の手続を行なうことを求めている。	-
R3	64	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県、郡山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法施行令第24条の第2項	子供中の間での入浴問題等における施設等利用費の割り計算による施設の簡素化	子供中の間での入浴問題等における施設等利用費の割り計算について、計算過程での端数分の取扱いや開所日数の算出方法を見直す等の算出の簡素化を求める。現行制度で明確になっていない日割り計算で発生する10円未満の端数分の取扱いについては、例えば、端数分は市町村が負担する等、取扱の明確化を求める。また、施設等利用費の日割り計算、「その月の開所日数」を用いて算出するが、当該日数は各施設で異なるため、例えば施設型給付料の様に、「その月の開所日数」を25日と設定する等、統一の考え方を求める。	施設等利用費については、月途中での入浴問題や、保護者が市町村をまたいで住所地を変更したなどは、日割りにより給付することが求められているが、その際の施設等利用費の算出方法は、非常に煩雑で、施設及び市町村において、事務負担となっている。特に、月途中で保護者が市町村をまたいで住所地を変更した場合や新制度未移行幼稚園に転じた場合、日割り計算において発生する10円未満の端数分を負担することとしている。多くの園は保護者に端数分を請求しているため、保護者に対する請求業務が新たに発生しているが、一方で、園が端数分を負担することとした場合、園に負担が生じることとなる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>	
R3	65	06.環境・衛生	都道府県	岐阜県	環境省	B. 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第9条	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく容器包装業者の収集に関する事務はない。都道府県が一般家庭から排出される容器包装業者の収集に関する事務はない。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律第9条に基づき、3年ごとに5年を1期とする分別収集促進計画の策定が義務付けられている。しかしながら、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、都道府県が一般家庭から排出される容器包装業者の収集に関する事務はない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>		



平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (ii)基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4【厚生労働省】 (12)医師法(昭23法201) 基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)について、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例について、「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号」においては、「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(令和6年3月29日付け厚生労働省医政局長通知)」において、病院の入院患者の数が年間2,700人未満である場合の一定の条件を盛り込んだ。	【厚生労働省】医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(令和6年3月29日付け厚生労働省医政局長通知) 【厚生労働省】医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(令和6年3月29日付け厚生労働省医政局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_68">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_68</a>	厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室
5【厚生労働省】 (14)医師法(昭23法201) (i)国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の取扱いについては、電子メールによる送付を可能とし、その旨を都道府県に通知する。 【措置済み】(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡、令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)	—	国から都道府県に権限移譲した事務に係る文書等の電子メールによる送付を可能とする事務連絡を、令和3年9月30日及び同年10月5日に発出した。	【厚生労働省】国から地方公共団体への事務・権限の移譲に伴う地方厚生(交)局の行政文書の取扱いについて(令和3年9月30日付け厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐事務連絡) 【厚生労働省】国から都道府県への事務・権限の移譲に伴う国・都道府県間における行政文書等の取扱いについて(令和3年10月6日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_69">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_69</a>	厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室、医政局医事課医師臨床研修推進室
5【国土交通省】 (13)河川法(昭39法167) 河川整備基本方針(16条1項)及び河川整備計画(16条の2第1項)の策定については、隣接する水系において、水系の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間に記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、隣接する水系において、水系の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10条の2第2号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10条の3第2号)を水系内の区間に記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	【国土交通省】河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位について(令和3年3月31日付け国土交通省水管・国土保全局河川計画課河川計画調整室通知) 【国土交通省】河川整備基本方針及び河川整備計画(策定単位について(令和3年3月31日付け国土交通省水管・国土保全局河川計画課河川計画調整室通知))	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_70">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_70</a>	国土交通省水管・国土保全局河川計画課
5【環境省】 (14)循環型社会形成推進交付金 循環型社会形成推進交付金の交付申請書及び実績報告書については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、予算区分にかかる一事業ごとに一括して提出することを可能とするため、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(令3環境省環境再生・資源循環局等)を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領の取扱いについて(令和4年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局通知) ※上記通知において、令和3年の地方からの提案を踏まえて、予算区分に問わらず事業ごとに一括して交付申請書等を提出することを可能とするための様式改正を実施。また、上記の改正通知の発出を受け、地方公共団体の担当者の理解を図るため、「循環型社会形成推進交付金交付申請書の作成・確認方法について(いわゆる交付申請マニュアル)についても所要の改正を実施(令和4年1月1日付事務連絡)」の上、周知。	【環境省】循環型社会形成推進交付金交付取扱いについて(令和4年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局通知) 【環境省】「循環型社会形成推進交付金交付申請書の作成・確認方法について(いわゆる交付申請マニュアル)についても所要の改正を実施(令和4年1月1日付事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_71">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_71</a>	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、浄化槽推進室
5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)市町村長(特別区の長を含む。)の認可を受けた地縁による団体(260条の2第1項)については、以下のとおりとする。 ・合併に関する手続を新たに定める。 ・一定の要件を満たす場合には、総会における決議(260条の17)に代えて書面又は電磁的方法による決議を行うことを可能とする。 ・清算人(260条の24)による債権者に対する債権申出の催告に関する公告(260条の28第1項)については、その回数を3回以上から1回とする。	—	左記対応方針に記載された内容に係る地方自治法の改正を含む第12次地方分権一括法が、令和4年第208回通常国会において成立し、令和4年5月20日に公布され、令和4年8月20日に一部施行された。 認可地縁団体の合併に関する手続を新たに定める地方自治法の改正を含む第12次地方分権一括法が、令和4年第208回通常国会において成立し、令和4年5月20日に公布・通知した。 また、地方自治法の改正にあわせて地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)の改正を行い、令和5年3月10日に公布・通知した。	【総務省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法の改正について(令和4年5月20日付け総務省自治行政局長通知) 【総務省】「地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)」(令和4年8月12日付け総務省自治行政局長通知) 【総務省】「地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布について(通知)」(令和5年3月10日付け総務省自治行政局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_73">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_73</a>	総務省自治行政局市町村課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース



平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 〔指定期限:平成25年6月6日〕	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【整態令(2)】[厚生労働省(9)]【財務省(9)]【厚生労働省(47)】[経済産業省(4)]【国土交通省(17)】[環境省(9)] 中小企業等経営強化法(平11法18) 事業分野別指針(16条1項)に開示。当該指針が定められない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カードの交付による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する法律(平26総務省令533条)については、交付申請者による暗証番号の設定が困難であると認められる場合に職員が行う「補助」や介助者が行う「支援」には、暗証番号の「決定」が含まれないことを明確化するため、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)を改正し、市町村(特別区を含む。)に令和3年度中に通知する。	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平27総務省自治行政局長)及び公的個人認証サービス事務処理要領(平16総務省自治行政局長)の一部を改正し、個人番号カードの交付による暗証番号の設定について、交付申請者による暗証番号の設定が困難であると認められる場合に職員が行う「補助」や介助者が行う「支援」には、暗証番号の「決定」が含まれないことを明確化した。	【総務省】個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知) 【総務省】公的個人認証サービス事務処理要領の一部改正について(通知)(令和4年1月31日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_89	総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室	
5【内閣府(15)】[総務省(13)] 公文書管理に関する法律(平21法66) 地方公共団体が保有する紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の具体的な手順や留意事項等については、地方公共団体の適切な判断に資する。34条の趣旨を踏まえ、国における取扱い及び手順等を地方公共団体に情報提供する。 【措置済み(令和3年11月16日付け内閣府大臣官房公文書管理事務連絡)】	地方公共団体が保有する紙媒体の文書を電子媒体に変換した場合における紙媒体の取扱いの参考となるよう、国における取扱い等について、地方公共団体に情報提供しよ。	【内閣府】紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の留意点等について(令和3年11月16日付け内閣府大臣官房公文書管理課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_90	内閣府大臣官房公文書管理課	
5【厚生労働省】 48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (1)障害者支援区分の認定等に係る調査(20条2項)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、臨時の取扱いとして、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する措置が取られるごとに、当該施設等に入所している対象者への認定調査が困難な場合であって、一定の条件を満たす場合において、情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年8月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課連絡)】	障害者支援区分の認定等に係る調査について、臨時の取扱いとして、障害者支援施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置が取られるごとに、当該施設等に入所している対象者への認定調査が困難な場合であって、一定の条件を満たす場合において、情報通信機器を用いて映像を介する方法による調査を可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。	【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時の取扱いについて(その3)(令和3年8月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_91	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉精神・障害保健課	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【国土交通省(11)】[環境省(3)] 下水道法(昭33法79) (1)公共下水道又は流域下水道の事業計画に関する意見聴取又は通知(4条9項若しくは5項又は25条の23第4項若しくは6項)に当たり、地方公共団体の事業負担を軽減するため、提出書類を簡素化するなど、運用の改善を図る。 【措置済み(令和3年11月26日付け国土交通省水管・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)】	下水道法に基づく事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知について、は、様式等の見直しを行い、その旨地方整備局及び地方公共団体に通知した。	【国土交通省】下水道法に基づく事業計画の策定に係る環境大臣への意見聴取及び通知について(通知)(令和3年11月26日付け国土交通省水管・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_94	国土交通省水管・国土保全局下水道部下水道事業課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	
5【国土交通省】 (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地売買等の事後届出(25条1項)については、以下のとおりとする。 土地売買等の事後届出(25条1項)に開示。一方の土地について納付する複数の契約者で、地方公共団体が選択と認めるものについては、土地売買等届出書(施行規則20条1項の別記表3)を一枚まとめて提出する。支支手形公文書に令和4年度中に通知する。 —の土地について納付する複数の契約者で、地方公共団体が選択と認めるものについては、土地売買等届出書(施行規則20条1項の別記表3)を一枚まとめて提出する。支支手形公文書に令和4年度中に通知する。 —の土地について納付する複数の契約者で、地方公共団体が選択と認めるものについては、土地売買等届出書(施行規則20条1項の別記表3)を一枚まとめて提出する。支支手形公文書に令和4年度中に通知する。	<令4> 5【国土交通省】 (23)国土利用計画法(昭49法92) (ii)土地売買等の事後届出(25条1項)については、届出に係る添付書類のうち、土地の位置を記載した面積五万平方メートル以上の地図(施行規則第5条2項2号)について、令和4年度中に省令を改正し、制度の趣旨に則った確認が可能な場合には地方公共団体の判断により提出の省略を可能とする方向で、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	土地売買等の事後届出について、一団の土地について締結する複数の契約であつて、地方公共団体が適切と認めるものについては、土地売買等届出書を一枚まとめて差し支えない旨を都道府県及び指定都市に通知した。 都道府県知事及び指定都市の長の判断に依り地図の提出を不要とする等の措置を講じたための国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を令和5年3月31日に公布(令和5年7月1日に施行)するとともに、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言を都道府県及び指定都市に対して通知した。	【国土交通省】国土利用計画法の事後届出における一団の土地の契約について(令和4年3月30日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課事務連絡) 【国土交通省】国土利用計画法施行規則の一部改正について(令和5年3月31日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_95	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度 管 理	分野 の属性	提案團體 の属性	関係省 廳	提案 方	規制 法等	規制 事項 の属性	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例		提案中における最終的な 審査結果(概要)	
								土地改良事業関係補助 事業における権限分及 び国庫債務負担行為分に 係る補助事業完了後 の実績報告書の提出期限について、 交付相則及び 交付要綱に基づき、通常分と同様に6月10日とするよう 見直しを求める。	土地改良事業関係補助事業の 適正化に関する法律第14条、 農林畜産業関係補助金等交付 金第6条、土地改良事業開 係補助金交付要綱第15、補助 金交付事務基準(農業農村整 備事業等)		
R3 96	02.農業・ 農地	群馬県、茨城 県、新潟県、長 野県	農林水産省	B 地方 に対する 規制級 和					https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html		
R3 97	03.医療・ 福祉	群馬県、福島 県、茨城県、栃 木県、川越市、 桐生市、伊勢崎 市、太田市、沼 田郡、館林市、 渋川市、藤岡 市、安中市、み りや市、棲東村、 吉岡町、神流 町、下仁田町、 草津町、高山村、 東吾妻町、川場 町、邑楽町	厚生労働省	B 地方 に対する 規制級 和	予防接種法施行令第4条	予防接種法施行令第4条を改正し、予防接種を行う医師について、その氏名及び予防接種を行う主たる場所を公告するものとされており(予防接種法施行令第4条第1項)。また、公告した事項に変更等があった場合は速やかにその旨を公告しなければならない(同条第2項)とされている。 しかし、病院の人材異動等により予防接種を行なう医師は頻繁に変わるために、予防接種を行なう医師に係る公告の事項について、手間が生じている。 また、医師の氏名の公告は必ずしもリアルタイムで更新できないものではないため(医療機関一市町村一県といふ流れで公告依頼が長くなるためタイムラグが生じる)、古い情報が被接種者に伝わら混乱を招くおそれがある。 以上を踏まえ、施行令第4条に基づく予防接種を行なう医師の氏名等の公告を廃止することにより、事務負担を軽減いただきたい。 なお、被接種者にとっては、施行令第6条及び第6条により、どこの医療機関で予防接種を受けられるかが分かれれば十分であり、医師の氏名を公告する意義は乏しく、仮に医師の氏名等の公告を廃止しても、被接種者に支障は生じないと考える。		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html			
R3 98	06.環境・ 衛生	群馬県、福島 県、茨城県	環境省	B 地方 に対する 規制級 和	ダイオキシン類対策特別措 置法第28条第1項～第4項	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自 主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自 主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止	大気汚染防除法等でも、自主測定実施の義務づけはあるが、本法のみ結果の報告義務があり、事業者の負担となっている。 都道府県にて集計及び公表することは形式的な事務に留まり、関与する実益が無く、自主測定結果の取りまとめ、公表資料の作成等作業が職員の負担となっている。 自主測定結果の報告義務が、今後も国民に対する情報提供として必要であれば、国が進めている事務手続き電子化の一環、PRTR法のように電子で直接的に報告し、だれでも容易に確認できるシステムとして欲しい。		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html	
R3 99	12.その他	中核市	明石市	總務省、厚 生労働省、 農林水產省、國土交 通省	B 地方 に対する 規制級 和	地方税法附則第7条、国民健 康保険法施行規則第27条の14 の2、国民年金法施行規則第 11条、介護保険法施行規則第 83条、第59条、第60条、第61条 施行規則第7条の27第2号等	届出様式等における性 別記載欄の削除	法令等によって定められた各種届出様式等について、 性別記載欄の削除を求める	<p><b>[提案に至った背景]</b> 当市は、昨年度に市が規定する様式のうち業務上性別を記載することが必要ないと判断した届出様式等から性別記載欄を削除した。しかし、当市が取り扱う届出様式等の中には国の規定に基づき性別記載欄を設けているものもあり、その中にて業務上性別を記載することが必要が疑問のあるものもあった(以下参照)。</p> <p><b>[支障事項]</b>リクターの方にとって、性自認と一致しない性別を選択することや、性上の性別と見た目の性別が異なるために厳格な本人確認をされることは、強い心理的負担となっている。また、抵抗感から行政手続きを怠らざらうようにも聲がっている。当市市民の声としても、様式上で男女いずれかの性別を選択することを苦痛に感じている旨の相談が多くのある。なお、性自認に関する相談等を行うこと自体が心理的負担・苦痛等を伴うため、当事者が声を上げ辛いといふ状況を踏まると、実際はより多くの市民が同様の悩みを抱えていることが想定される。</p> <p><b>[措置を求める届出様式等]</b> 法令等に基づき性別記載欄のある届出様式等のうち、以下の届出様式等について左記の措置を求める。</p> <p>市町村民税道府県民税寄附金額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金額控除に係る申告特例申請書、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定期病床認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)、児童慢性特定疾病療養受給者証再交付申請書、児童慢性特定疾病療養費支給認定変更申請書、年金手帳再交付申請書、経常所得安定対策等交付金交付申請書、農業者年金農業者年金裁定請求書、新農業者年金農業者年金裁定請求書、信地権申告書、権利変動届出書</p>		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html
R3 100	12.その他	施行時特 例市	伊勢崎市、太田 市、沼田市、安中 市、みりや市、 棲東町、甘 楽町、長野原 町、草津町、高 山村、東吾妻 町、川場町、昭 和町、みなかみ 町、玉村町、千 代田町、邑楽町	總務省、財 務省、厚生 労働省	B 地方 に対する 規制級 和	地方税法第20条の11 租税特別措置法第25条	国民健康保険税の課課 に必要な租税特別措 置法第25条適用者情 報に係る税務署から 市町村への情報提供	国民健康保険税の課課 に必要な租税特別措 置法第25条に基づいて牛糞による所得が免ぜられるもの、国民健康保険税に際しては、免稅前の所得を把握する必要がある(市町村民税においても均等割の割合では免稅前の所得が基準となる)。 したがって、国民健康保険税の賦課に際しては、免稅前の所得を把握する必要がある(市町村民税においても均等割の割合では免稅前の所得が基準となる)。 国税連携システムによって、市町村は(De-Tax)に甲申告書のほか、青色申告決算書(農業所得用)等の添付書類、②紙媒体により甲申告書のあった者について確定申告書のみを確認できるが、税特別措置法第25条の適用がなかったものも「免」と記載のないものの及び第二表の特例条文等欄に「措置25条」と記載のないもののが、当市(3)と同様推察団体でも見受けられ、国民健康保険税の課課漏れや過誤及課税が発生する要因となっている。 免稅前の所得については、国民健康保険税の課課漏れや過誤及課税が発生する要因となっている。 ※当市においては、確定申告書第一表収入・所得欄に数字があるもの(令和3年1,568件)を確認し、肉用牛所得がある場合は、確定申告書B第一表①に「免」と記載のもの、第二表の特例適用条文欄に「措置25条」と記載のあるもの、前年の確定申告において、肉用牛免税・免稅外所得があつたもの等について、税務署に赴き、肉用牛の先却による所得の税額計算書、収支内訳書等を書きし把握しているが、把握する事務が膨大となる(令和3年35件) (令2)当市における課課漏れの要因: 離足申告書の記載漏れ ・平成29年度処理 2件(平成29年度分、平成29年度分) ・令和元年度処理 1件(平成30年度分) ・令和2年度処理 2件(平成30年度分、令和元年度分)		https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html	



平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【内閣府】 (13)公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成18年4月) 財産目録等の提出(22条)において利用される公認認定等総合情報システムについては、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県からの意見聴取を行った上で、機能改善及び費用分担について検討を行い、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (29)と畜場法(昭28法114) と畜場において都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)の行う検査(14条1項、2項及び3項)については、公衆衛生獣医師の有効活用や確保に資する先行事例を収集し、都道府県及び保健所設置市に令和3年度中に通知するとともに、効率的な検査の実施など地域の実情に応じた当該検査の在り方について、都道府県及び保健所設置市の意見を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。	<令6> 4【厚生労働省】 と畜場法(昭28法114) と畜場において都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)の行う検査(14条1項から3項)については、と畜検査等の円滑な実施のための取扱いについて明確化して通知した。 効果的かつ効率的な検査の実施及び公衆衛生獣医師の参考となる取組事例について、都道府県及び保健所設置市に通知した。	公衆衛生獣医師の有効活用や確保に資する先行事例を収集するための調査を行い、その結果を通知した。 と畜検査等の円滑な実施のための取扱いについて明確化して通知した。 効果的かつ効率的な検査の実施及び公衆衛生獣医師の参考となる取組事例について、都道府県及び保健所設置市に通知した。	【厚生労働省】公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)(令和4年3月30日付け厚生労働省医業・生活衛生局食品監視安全課長通知) 【厚生労働省】公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査結果(令和6年3月27日付け)厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知 【厚生労働省】と畜検査に係る取扱いについて(令和6年9月10日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_102">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_102</a>	厚生労働省医業・生活衛生局食品安全課
5【国土交通省】 (1)社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の申請等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・社会資本整備総合交付金システムで実施している予算に係る要望作業については、令和4年度予算から別途の書類の提出を不要とする。 【措置済み】(令和3年11月4日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡) ・申請等に係る入力業務を効率化するため、令和3年度中に当該システムの機能等を改善する。	—	社会資本整備総合交付金に係る本要望調査については、Excel様式での提出を廃止することとし、その旨を地方公共団体に通知した。 社会資本整備総合交付金システムにおいて、事業担当による入力を保持した状態を維持するため、申請の差し戻し処理時に入力内容が初期化されないよう改修を実施した。 改訂版の問い合わせ管理制度及びマニュアルをシステム上に掲載した。	【国土交通省】本要望調査におけるExcel形式の「要望様式」の廃止について(令和3年11月4日付け国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_103">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_103</a>	国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室
—	<令4> 5【厚生労働省(28)】 と畜場法(昭28法114) と畜場において都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長)の行う検査(14条1項、2項及び3項)については、「公衆衛生業務に携わる獣医師+N19:N200頭の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和4厚生労働省医業・生活衛生局食品監視安全課長)の結果を踏まえて、都道府県及び保健所設置市において検討した内容等について令和5年度中に調査を行い、その結果に基づき、地域の実情に応じた当該検査の在り方について引き続き検討する。	—	—	—	—
5【農林水産省】 (2)土地改良法 (i)共有地等に係る共有者等の代表者の選任(113条の2第4項)については、共有者の一部の所在が不明な場合などの共有者等全員による選任が困難な場合の選任方法等を明確化し、その旨を地方公共団体に通知する。 【措置済み】(令和3年10月27日付け農林水産省農村振興局土地改良企画課長通知)	—	共有地等に係る共有者等の代表者の選任について、共有者の一部の所在が不明な場合などの共有者等全員による選任が困難な場合の選任方法等を明確化し、その旨を地方公共団体に通知した。	【農林水産省】共有地の代表制に係る一問一答のHP掲載について(令和3年10月27日付け農林水産省農村振興局土地改良企画課長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_105">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_105</a>	農林水産省農村振興局土地改良企画課
5【国土交通省(1)】 【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) (i)公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。	—	公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、国土交通大臣等への協議を不要とする改正を行なう下水道法施行令の一部を改正する政令(令和4年7月15日に公布、令和4年8月20日に施行された)。	【国土交通省】下水道法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第248号) 【国土交通省】下水道法施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第62号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_106">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_106</a>	国土交通省水管管理・国土保全局下水道部下水道企画課
5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)個人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。	—	個人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務について私人に委託することを可能とした。	【総務省】地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第46号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_108">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_108</a>	総務省自治行政局行政課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【国土交通省】 (15)都市計画法(昭43法100) (i)区域区分に関する都市計画の決定(15条1項2号)に係る事務・権限については、広域的な観点から引き続き都道府県等が行うものとするが、地方公共団体の事務の円滑な運用に資するよう、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項の申出(15条の2第1項)や都道府県による都市計画の決定の際の関係市町村への意見聴取(18条1項)の趣旨を改めて示し、都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項の申出(15条の2第1項)や都道府県による都市計画の決定の際の関係市町村への意見聴取(18条1項)の趣旨を改めて示し、都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に令和3年度中に通知した。	【国土交通省】区域区分に関する都市計画決定における都道府県と市町村との連携について(技術的助言)(令和4年3月14日付け)国土交通省都市計画課長通知	<a href="https://www.ato.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_110">https://www.ato.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_110</a>	国土交通省都市計画課
5【内閣府】(9)(ii)警察庁(1)(ii)(iv)総務省(9)(iv)厚生労働省(39)(iii) 住民基本台帳法(昭42法1) DV等支援措置の実施を求めるものの中の申出又は延長の申出を受けた市町村が他の市町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。 ・DV等支援措置の申出者が他の市町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市町村に措置情報を伝達する具体的な方策について検討し、地方公共団体で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。 ・個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。	—	支援措置申出者が他の市町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市町村に支援措置に準じた支援を申出仕組みとその留意点について、各都道府県宛てに通知した。 関係府省において、個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討中	【総務省】スマートィック・バイナレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に関する支援措置申出書の様式の変更と留意点について(令和4年3月31日付け)総行字第32号、総税第8号総務省自治行政局住民制度課長、自治税務局固定資産課長通知	<a href="https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_111">https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_111</a>	内閣府男女共同参画局男女兼泰力対策課 警察庁生活安全局人身安全・少年課 総務省自治行政局住民制度課 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、虐待防止対策推進室
5【デジタル庁】(2)総務省(5)(ii)財務省(3) 地方税法(昭25法226) 償却資産に対する固定資産税の賦課徴収に係る所得税又は法人税に関する書類の閲覧等(354条の2)の規定に基づく閲覧事務については、国及び地方公共団体の間での当該事務の更なる効率化の観点から、地方公共団体が電子的な手段により閲覧できる国税情報の拡充の実現に向け、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、地方公共団体の意向も踏まえつつ、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (4)医療保険法(昭22法164)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 厚生労働省所管の一般会計補助金等を受けて開設された小規模保育事業所(児童福祉法第6条の3第10項)の認定こども園への転用等について、厚生労働大臣等が認可納付に附する条件を付さずに承認できるよう、令和4年度中に「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)を改正し、地方公共団体に通知する。	—	「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について(令和4年1月12日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)にて、地方公共団体に通知を発出した。	【厚生労働省】厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分についての一部改正について(令和4年1月12日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)	<a href="https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_113">https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_113</a>	厚生労働省子ども家庭局保育課
5【内閣府】(5)文部科学省(3)厚生労働省(6) 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第25厚生省令63)32条2号、3号及び6号)及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令17条6項)を、「従るべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和4年度中に政令を改正し、令和7年3月31日まで延長する。	—	保育所の居室の床面積に係る基準及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準、「従るべき基準」から「標準」とする特例の適用期間について、令和4年度中に政令を改正し、令和7年3月31日まで延長した。	【内閣府】文部科学省【厚生労働省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和4年政令第396号) 【内閣府】文部科学省【厚生労働省】「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」(令和5年政令第82号)	<a href="https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_114">https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_114</a>	内閣府子ども子育て本部 文部科学省幼児教育課 厚生労働省保育課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当省におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (36)児童扶養手当法(昭36法238) 児童扶養手当支給要件(4条1項)については、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化するため、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭55厚生省児童家庭企画課長)を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	児童扶養手当の支給要件(4条1項)について、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭55厚生省児童家庭企画課長)を改正し、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化した。	厚生労働省】児童扶養手当遺棄の認定基準について(令和4年3月18日付け 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)	<a href="https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teienbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_116">https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teienbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_116</a>	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
5【国土交通省】 (18)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成法91) 移動等円滑化のため必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設(第2条20号)については、令和3年度中に省令を改正し、劇場、客室等を追加するとともに、現行の検査において柔軟に基準設定が可能であることについて、授乳場所等の具体的な事例を示して明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 また、地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を令和3年度中に設置する。	—	【前段】 ・移動等円滑化のために必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設(第2条20号)については、省令を改正し、劇場の客室等を追加した。 【後段】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の公布等について「技術的助言」(令和4年3月31日付け国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長通知)において、現行の枠組みでも柔軟に基準設定が可能であることについて、授乳場所等の具体的な事例を示しつつ明確化する通知を発出した。 【後段】 地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を設置することについて、HPにて周知した。	【国土交通省】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために講習すべき建築物特定施設(第2条20号)については、省令を改正し、劇場の客室等を追加した。 【国土交通省】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和4年3月31日付け国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長通知) 【国土交通省】(別紙)条例による建築物バリアフリー基準への基準付加の事例	<a href="https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teienbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_117">https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teienbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_117</a>	国土交通省住宅局建築指導課・参考官(建築企画担当)付
5【総務省】 (9)住民基本台帳法(昭42法81) (iv)DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」といふ。)を転送する運用については、以下のとおりとする。 ・転送の方法や内容等を明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)】	—	支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村から他の市区町村に、当該措置の対象となっている者に係る情報を転送する運用については、電話等により、申出者の氏名・生年月日・住所(必要に応じて、前住所・本籍地・前本籍地等)、併せて支援を受ける者の氏名・加害者の氏名・住所、延長の場合には従前の申出からの変更箇所などを連絡することが適当である旨、また、事務処理の限り等により支援対象者の住所の情報が加害者に知られてしまった事例について、地方公共団体に通知した。	【総務省】ダメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに基づく行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施に関する質疑応答について(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)	<a href="https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teienbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_119">https://www.cho.go.jp/bunkensuishin/teienbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_119</a>	総務省自治行政局住民制度課
5【内閣官房(5)】【内閣府(17)】 まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層充てるよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。	—	令和3年10月より「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」の改訂に係る調査を実施し、調査結果を踏まえ、令和4年5月に手引きを改訂し、地方公共団体あてに発出した。	【内閣官房】内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」 <a href="https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chihouban/index.html">https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chihouban/index.html</a>	—	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5[文部科学省] (2)学校教育法(昭22法26) (ii)広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、届出することを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5[文部科学省] (1)学校教育法(昭22法26) (ii)広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)については、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、届出することを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可(施行令23条1項11号)のうち、軽微なものについては、高等学校通信教育の質の保証・向上を前提とした上で、届出による政策改正を行った(令和4年1月26日公布、令和5年4月1日施行)。広域通信制高等学校の学則変更に係る都道府県知事等の認可について、政策及び各都道府県及び高等学校の事務負担軽減の観点も踏まえ、届出することを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	[文部科学省]「学校教育法施行令の一部を改正する政令新旧対照表」(令和4年1月26日施行) [文部科学省]「学校教育法施行令の一部を改正する政令等の公布について(周知)」(令和5年3月31付け文部科学省初等中等教育局通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#3_121">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#3_121</a>	文部科学省初等中等教育局事務官(高等学校担当)付企画係
5[農林水産省] (2)農地法(昭22法229) (i)農地転用許可(4条1項及び5条1項)については、令和3年度中に「支柱を立てて當農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平30農林水産省農村振興局長)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・一回の農地に支柱を立てて當農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可については、当該農地の2分の1以上が荒廃農地である場合は、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可の期間を10年(現行制度上、原則として3年)とすることが可能であることを明確化する。 ・当該通知が技術的助言であることを明記し、当該許可の期間については、農地転用許可権者が判断することが可能であることを明確化する。		農地転用許可(4条1項及び5条1項)については、令和3年度中に「支柱を立てて當農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平30農林水産省農村振興局長)を改正し、以下の措置を講じた。 ・一回の農地に支柱を立てて當農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可については、当該農地の2分の1以上が荒廃農地である場合は、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可の期間を10年(現行制度上、原則として3年)とすることが可能であることを明確化する。 ・当該通知が技術的助言であることを明記し、当該許可の期間については、農地転用許可権者が判断することが可能であることを明確化した。	[農林水産省]「農地法の運用についての制定について」等の一部改正について(令和4年3月31付け農林水産省農村振興局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#3_122">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#3_122</a>	農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課
5[農林水産省] (4)植物防疫法(昭25法151) 農作物有害植物防除実施要綱(昭47農林水産事務次官)で都道府県の行う防疫(29条から33条)に関する措置として策定することとされている都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月27付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)]		都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	[農林水産省]「農作物有害植物防除実施要綱について(周知)」(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#3_123">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#3_123</a>	農林水産省消費・安全局植物防疫課
5[国土交通省] (3)国土調査法(昭26法180) (ii)市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式については、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、地方公共団体に通知する。		市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式について、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、「国土調査事業事務取扱要領」を改正した。	[国土交通省]「国土調査事業事務取扱要領」の一部改正について(令和4年3月30日付け国土交通省大臣官房土地政策審議官及び国土政策局長通知) 【国土交通省】(別添)国土調査事業事務取扱要領(昭和47年5月1日付け経国土第28号経企連合総開発局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#3_124">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#3_124</a>	国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
5[環境省] (2)自然公園法(昭32法161) 環境大臣が指定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、都道府県を経由せずに実施することとし、その旨を都道府県に令和3年度中に通知する。		自然環境局通知を改正し、環境大臣が指定公園の指定(5条2項)若しくは区域の拡張(6条2項)又は公園計画の決定(7条2項)若しくは変更(8条2項)をしようとする場合における関係行政機関の長への協議(67条1項)については、都道府県を経由せずに実施することとし、都道府県に通知した。	[環境省]「国定公園の指定及び公園計画の決定等についての全部改正について(令和4年4月1日付け環境省自然環境局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#3_125">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#3_125</a>	環境省自然環境局国立公園課
5[内閣官房(1)内閣府(2)] 請願法(昭22法13) 請願法に基づく官公署に対する請願については、電子署名による署名簿の添付等は現行制度上も可能である旨を、ホームページで周知する。 [措置済み(内閣府ホームページ「北方領土返還要求運動」にて公表)]		内閣府ホームページ「北方領土返還要求運動」において、請願法に基づく官公署に対する請願については、電子署名による署名簿の添付等も制度上可能である旨を公表した(令和3年11月30日掲載)。	[内閣府]ホームページURL <a href="https://www8.cao.go.jp/hoppo/henkan/01.html">https://www8.cao.go.jp/hoppo/henkan/01.html</a>	—	内閣官房内閣内閣総務官室 内閣府北方対策本部
—	—	—	—	—	—
5[厚生労働省] (30)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中、計画の策定義務化等や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とするごとにについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に間違の深い他の計画等と一緒にものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。	<令5> 5[厚生労働省] (19)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県献血推進計画(10条5項)、以下この事項において「計画」といふ。については、記載事項のうち、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」以外の事項は変更の必要が生じたもののみ変更することと差し支えないこと、国の献血推進計画(同31条の1項)の告示による計画を策定できること及び計画策定に当たって献血推進義務を負う者に献血を奨励するか否かは都道府県が判断できることを明確化し、都道府県に通知する。 — —	都道府県献血推進計画について、政策的に間違の深い他の計画等と一緒にものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に通知した(令和4年3月2日付け厚生労働省医療・生活衛生局血液政策課連絡)。 【厚生労働省】都道府県献血推進計画について(令和5年3月1日付け厚生労働省医療・生活衛生局血液政策課連絡)	[厚生労働省]「都道府県献血推進計画について」(令和4年3月2日付け厚生労働省医療・生活衛生局血液政策課連絡) 【厚生労働省】都道府県献血推進計画について(令和5年3月1日付け厚生労働省医療・生活衛生局血液政策課連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#3_128">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3ft_tsuchi.html#3_128</a>	厚生労働省医薬局血液対策課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 中別 管理	分野	関係団体 の属性	地名 ・団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例		提案における最終的な 調査結果(概要)			
									地方法規等による規制緩和	その他の規制緩和				
R3	129	12.その他	都道府県 和歌山県	B. 地方に対する規制緩和 内閣官房、警視庁、警察庁、消費者庁、個人情報保護委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、学者、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	一	地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を抑制しようと思慮する努力義務又は任意による方針や、規制緩和の条件・枠組み等)を求める規定が複数あり、地方分権改革が始まる直前の平成15年(平成4年)から390件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定(方針、規制緩和の範囲や規制緩和の条件・枠組み等)をすることが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ノンブリッジ」も言えるのであり、自治体の自主性を損なうだけではなく、負担が大きくなっている。	地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を抑制しようと思慮する努力義務又は任意による方針や、規制緩和の条件・枠組み等)を求める規定が複数あり、地方分権改革が始まる直前の平成15年(平成4年)から390件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定(方針、規制緩和の範囲や規制緩和の条件・枠組み等)をすることが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ノンブリッジ」も言えるのであり、自治体の自主性を損なうだけではなく、負担が大きくなっている。	こうした傾向は、第1次地方分権改革後に引き継ぎ国が地方に対する関与を維持しようとしたときに、「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導する手法に転換したものと言える。	従って、国が地方に対する関与を維持しようと意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画においては地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源分配のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体が実施する内容は地方に任せせるべきである。					
R3	130	08.消防・防災・安全	都道府県 和歌山県	B. 地方に対する規制緩和 内閣官房	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項・新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条第1項各号・内閣官房第1回コロナワイルス感染症対策推進室による令和3年1月1日、7月18日、令和3年1月17日、2月12日付の各事務連絡	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請の対象施設について、通知による過度な制限を改め、施行令第11条第1項各号に列記された施設以外も要請の対象にできるようにすること	令和2年に新型コロナウイルス感染症が全国的に流行して以降、当県においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号、以下、「特措法」という。)に則り、対応している。しかしながら、特措法第2条第9項に基づき、施設に対し、新型コロナウイルス対策の実施に際し必要な協力の要請を行う際、国から発出されている事務連絡により、都道府県知事の権限行使が制限されており、機動的に協力の要請を行うことが困難である。	地域の実情に応じた対策をより大胆に講じられるよう、特措法については国の関与は必要最小限のものとし、地方の自主性に配慮するなどした地方分権改革の理念に基づいた運用が必要である。						
R3	131	07.産業振興	都道府県 山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上山市、村山市、米沢市、尾花沢市、西川町、朝日町、大江町、最上町、舟形町、真室川町、大庭町、高畠町、川西町、吉田町、飯豊町、三川町、遊佐町	B. 地方に対する規制緩和 経済産業省	採石法第33条の4	採石場において、自治体が地域の環境に応じた判断を行なう、水資源等ははじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準(「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4に改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可標準を設ける権限と付与する(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を併行すること)するよう、採石法を改正すること。)	豊富な伏流水が流れ山県内市町村において、県内英山麓の水頭地域で採石業者が行われ、採石業者と湧水への影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が繰りいている。採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、岩石採取計画の認可基準は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時までのままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規制が盛り込まれていない。	採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会は、自治体における岩石採取計画の認可判断基準で、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、過去の裁決では、自治体が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断が示されている。	認可事務は自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内で「不認可理由を示すことが出来ないため、自治体は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況」となっている。	環境保護への关心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、自治体が豊かな地域環境を積極的に保全していくために、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加える採石法を改正する必要がある。				
R3	132	03.医療・福祉	指定都市 仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、柏原市、浜松市、名古屋市、山梨市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	B. 地方に対する規制緩和 民法第98条、地方税法第20条	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停止等になった場合の生活保護の停止等に係る取扱いの明確化	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停止等に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。	生活保護の停止または廃止は、書面によって被保護者が送達されなければ効力が生じないことになっているが、被保護者が居所不明等の場合の取扱いについては、国が考え方を示した文書等がなく、明確でない。居所不明の場合に書面の送達を行う方法としては公示送達が考えられるが、民法の規定による公示送達は裁判所への掲示が必要であり、裁判所の許可を得るために申立書や調査報告書、申立手数料等の準備に多く労力が必要である。	また、裁判所の許可の遅れ等により、公示送達が遅れると、その間も保護が継続していたことになるので、保護費を支払わざるを得ないという事態も想定される。	この点、地方税法では、第20条の2に公示送達の規定が設けられており、裁判所の許可は不要となっている。	昨年、当市では公示送達を2件実施したが、資料作成や裁判所との調整に5日程度要した。また、裁判所への公示送達実施のための費用を別途支出せざるを得なかつた。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>			
R3	133	12.その他	都道府県 岡山県、中国地方知事会	B. 地方に対する規制緩和 内閣府	地域再生法(平成17年法律第24号)第6条第13項・地域再生法施行令(平成17年政令第115号)第9条・地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)・地方創生推進交付金制度要綱(平成20年4月20日付け府地政第16号内閣府土木審議会通函、28農林第45号農林水産審議会次官通知、國交第1号内閣府土木審議会次官通知、環発第16021号環境省次官通知)	地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。	山重複事項の省略化	実施計画及び地域再生計画の記載事項において、主な項目(目標、指針・将来像、全体の概要、事業の内容、KPI、事業が先導的であると認められる理由、評価の方法等)はほぼ重複している。作成支援ツールが配布されているが、適切な記載になっているかの確認や、ツールで記載できない部分の記入(対象区域、評価方法等)が必要となる。また、2年目以降の変更の場合はツールが使用できず、作業が必要となる。	②窓口の一一本化	実施計画、地域再生計画はどちらも内閣府所管であるが、窓口が異なることから、片方で修正指針があった場合、もう片方で整合性を図るために修正作業や差戻しが発生している。例えば、実施計画に修正があった場合、再生計画の修正作業が必要だが、実施計画の窓口と再生計画の窓口にそれぞれ連絡し、内容説明をして、それぞれが設定する終りやり様式に対応する必要がある。また、実施計画が不採択となった場合、再生計画は自動で不採択とはならず承下げの手続きが必要であり、こうした一連の業務に対し職員の負担がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>			
R3	134	12.その他	都道府県 岡山県、中国地方知事会	B. 地方に対する規制緩和 内閣府	地域再生法第24条及び13条・地域再生法施行令各条・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地政第16号内閣府次官通知、28農林第45号農林水産審議会次官通知、國交第1号内閣府土木審議会次官通知、環発第16021号環境省次官通知)	地方創生推進交付金実施計画について、①事前相談期間から提出までのスケジュールの見直し	山重複事項の見直し	令和3年度分の相談受付期間は令和2年12月22日から令和3年1月8日となっているが、期間内に送付した実施計画案に対する内閣府からの回答(コメント)は1月19日までを目途に行なわれていた。	・内閣府の回答を踏まえて、計画の修正や事業の見直しを行い、実施計画を提出することになるが、提出期間は1月20日から1月22日となっており、内閣府の回答が遅くなると提出期間までの期間が短くなる。仮に1月19日に内閣府の回答があった場合、修正ができる期間は実質1日しかない。また、事前相談を踏まえた修正依頼のほとんどが、語句の訂正ではなく、内容に路み込んだ依頼となるため、作業としては、実施計画全般の見直しなり、負担となっている。	・その他にも、実施計画に修正が発生した場合、短期間に地域再生計画も修正しなくてはならず、負担が大きくなっている。(地域再生計画提出期限(令和3年度の場合1/22)以降は、地域再生計画は修正できないため。)	②交付金採択の公示期間の見直し	・実施計画の交付金採択の公示は3ヶ月下旬を予定されているところだが、当県にその内訳の連絡があったのは、令和3年3月30日午後3時であった。そのため、市町村への通知を3月31日、さらに関係者への周知はそれ以降となり、事業が開始できる時期が遅れ、事業ができる期間にタイムロスが発生することになった。また、仮に人事異動により担当者が変わる場合、よりタイムロスが発生するものと思われる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令6> 4[厚生労働省] (23)生活保護法(昭25法144) (iv)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態を調査した上で、通知に付ける基本的な考え方などを事務の実施に当たって参考となる情報を整理し、地方公共団体に通知した。 〔措置済み(令和6年5月2日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)〕	令和4年度調査研究事業において、被保護者が居所不明になったことにより生活保護の継続/停廃止の決定に困っている事案やその際の判断基準、対処の内容等について、自体に対してアンケート調査やインダビューア調査を行なうなどして実態調査を行った。また、令和4年度実施した事業の成績等を踏まえつつ、令和5年度においても、法制的、専門的な観点等から検討を行い、被保護者が居所不明になった場合の具体的な事務の取扱いを整理したものをお示しした。	厚生労働省】令和5年度社会福祉推進事業「被保護者の居所不明を理由とした厚生労働の廃止・停止に係る福祉事務所の事務取扱に関する調査研究」報告書について(令和6年5月2日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡) <a href="https://www.ao.go.jp/bunkenshi/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_132">https://www.ao.go.jp/bunkenshi/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_132</a>	<a href="https://www.ao.go.jp/bunkenshi/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_132">https://www.ao.go.jp/bunkenshi/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_132</a>	厚生労働省社会・援護局保護課
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iii)地域再生計画や実施計画等の審査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度から国の審査担当間の連携強化を図る。また、提出窓口について、令和5年度事業に係る申請から窓口を一本化する。 (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行なう。	—	(i)国との審査担当間の連携強化)令和3年12月下旬の令和4年度第1回審査開始以降、地方公共団体からの相談対応等における担当間での情報共有や相談への回答窓口を統一するなど、国との審査担当間の連携強化を図った。 このため、上記募集開始に先立ち令和3年12月10日、地方創生推進交付金実施計画審査担当及び地域再生計画審査担当との間において、審査担当間の連携に関する事前打合せを実施した。 (ii)提出窓口の一本化)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出にあたり、両計画の提出先メールアドレスを統一することにより、提出窓口の一本化を実施。 (iv)様式の一括化)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式一括化を実施。 (v)記載率の見直し)地方公共団体職員の事務作業の円滑化に資するよう、令和4年度地方創生推進交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、記載事項を減らすなどの見直しを実施。 さらに、第6回認定回(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げるものと取り扱い仕組みを構えた。 ※なお、上記の措置をもって本件は全て措置済み。	—	—	内閣府地方創生推進事務局
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。 (ii)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。	—	(i)国会での予算審議状況や、内示後の交付申請に係る作業に関する情報を事前に地方公共団体にメールで周知した(令和4年2月25日)。 (ii) ・地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、募集開始に先立ち、令和3年12月15日に地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の令和4年度事業における対応の方向性について、事務連絡を発出し、周知を図った。 (令和3年12月15日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) ・また、実施計画等の事前相談に対する内閣府からの回答期限と申請開始日との間に一定期間を設けるとともに、地域再生計画と実施計画等の提出期限を異ならせることとした。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地域再生計画)、令和3年12月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地方創生推進交付金)) なお、内示期間の見直しに間違って、国の令和4年度予算の国会での成立を受け、令和4年3月25日内示(採択事業の公表)を行った。	—	—	内閣府地方創生推進事務局

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管 理	分野	提案主体 の属性	関係府省	提案 方 式	提案 方 式 の属性	提案 事 項 (重複なし)	求める措置の具体的な内容	具体的な障壁事例	提案中における最終的な 審査結果(既定)
R3	135	02_農業・農地	都道府県 岡山県、中国地方知事会	財務省、農林水産省	B_地方に対する規制緩和	毎年3月に財務省(主計局)から各県に通知される「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について」を上記調査のため、地方農政局が上乗せで行っている事業執行状況調査	地方農政局から毎月実施される公共事業等実行状況調査及び事業執行状況調査の簡素化(調査の廃止、調査事項の削減、調査頻度の軽減等)を求める。	毎月、地方農政局から国庫補助事業等に関する内容が重複する調査が2種類行われているため、都道府県にしつて大きな事務負担となっている。 具体的には、地方農政局会計課から、毎月「公共事業等実行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計7人)が調査票の作成作業等を行っている。 また、地方農政局各事業担当課からも、毎月「事業執行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計4人)が県出先機関の担当者(計22人)から事業実施地区ごとの執行状況の報告を受け、取扱い作業等を行っている。 上記2つの調査は重複する項目(予算額、交付金額、契約額、支出額)も多いため、二重に調査を行う必要はないと思われる。また、特に「事業執行状況調査」においては、「公共事業等実行状況調査」よりも調査区分が細分化(事業別)されており、調査に対する対応する職員の負担が大きく、毎月報告を求める必要があるから問題点である。 地方農政局からは、ダブルチックルのため頻回する2つの調査を依頼していると聞いているが、法的根拠が明確でない調査のために、都道府県に過大な事務を行わせることは不合理である。 したがって、都道府県の事務負担を減らすよう、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要最小限とするう簡素化を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>
R3	136	02_農業・農地	都道府県 岡山県、中国地方知事会	農林水産省	B_地方に対する規制緩和	消費・安全対策交付金実施要領	消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に関する要望調査について、都道府県が事業実施の検討期間を十分確保できるよう、照会から回答までのスケジュールの改善を求める。	当該交付金に關する都道府県への要望調査は、農林水産省から地方農政局を経由して都道府県に照会があるが、照会スケジュールが非常に短く、対応に苦慮している。 具体的には、当該交付金の要望調査は、県出先機関や市町村、農業など照会実施主体においても見積書作成等の時間を確保することができず、結果として、要望なしで回答せざるを得ない場合がある。 なお、本件について、農林水産省から当該交付金の情報が届いた後に、地方農政局内部の決裁に時間がかかり、照会スケジュールが短くなると聞いており、国側の内部手続きを理由として、真に必要な事業について交付金を申請する必要があることは不合理と考える。 (令和2年5月の要望調査の場合) ・5/19地方農政局から県に照会 ・5/22県から地方農政局への提出締切 ・締切までに期間がすぎるため県内に照会できず、要望なしとして回答 (令和2年7月の要望調査の場合) ・7/10農政局から照会 ・7/20県から農政局への提出締切	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>
R3	137	05_教育・文化	都道府県 岡山県、日本再生のための将未来支援知事同盟、中国地方知事会	文部科学省	B_地方に対する規制緩和	文化芸術による子供育成総合事業実施要綱	文化芸術による子供育成総合事業実施要綱において、事業の発注から、都道府県等からの推薦を受けた決定するまでの手順とともに、以下の通り。 ①該当事業の申請・報告事務の効率化等を求める。 ①学校申請書等に関する申請指針、事務局に被派遣者の経費の申請・支払事務の完結、申請・報告のワントップ化、④同事業において事務手続きの統一化	①学校申請においては、主に教職員が申請書類を作成しているが、講師との調整、多数の書類作成をするところによる負担感があるか、初めて申請する学校は申請を躊躇してしまう、同じ地域、同じ学校での実施が続いている傾向がある。実際に、学校から「事業自体は大変有難いが、事務手続きの煩雑化を望む」という意見が多く寄せられているところである。「芸術家の派遣事業(学校公演等)」における様式5-6は、採択に際がないと回答する傾向がある。 ②「芸術家の派遣事業(学校公演等)」のその他の経費計画書作成に関して、一人の講師が連続実施する場合、実施校では前のスケジュールを把握することが難しく、経費の計上漏れが懸念される。 ③学校の申請書の統合点を県に問い合わせることになっているが、県で判断できないケースが多く、県が事務局に照会し回答しており、学校の申請準備に時間的な支障が生じている。 また、学校の申請書等に関する申請指針が事務局から県に通じて毎年多数到着する。その確認のために、県立一中学校→市町村→県の流れとなるが、その流れを想定した回答期限が設定されていない。修正手指の内容も複数あるので場合が多く、その都度、電話等で事務局に確認が必要が生じている。さらに、同じ学校に対して、複数回に分けて修正指針があるなど、県、市町村、学校の各所で問題に苦慮している。 また、申請書、申請書類を県においてよりまとめて、さらに推進順位付けを行っているが、実施校は推進順位どおりの採択になる訳ではなく、順位付けの必要性が不明確である。 ④「芸術家の派遣事業(学校公演等)及び巡回公演事業において、報告書の提出や中の報告について、手続きが異なっており混乱が生じている。また、中止の判断には県が関与していないにも関わらず、前後の書類にはその趣意がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>
R3	138	08_消防・防災・安全	市区長会	中核市市長会	内閣府	火害警防法第4条第1項第6条 火災警防事務取扱要領、火災警防事務取扱要領、規制緩和	火害警防法に基づく住宅応急修理制度における、火害警防事務取扱要領、規制緩和の見直し	市町村においては、災害救助法に基づき、被災した住戸の応急修理を実施している。制度利用に当たっては、被災者からの申込みや修理業者からの見積書、さらには、完了報告書の提出の複数の手続を必要としているほか、修理費・日常生活費に必要な最低限の部分に対するを行うこととしている。 ①被災者の申請・報告事務の効率化等を求める。 ①学校の申請書の統合点を県に問い合わせることになっているが、県で判断できないケースが多く、県立一中学校→市町村→県の流れとなるが、その流れを想定した回答期限が設定されていない。修正手指の内容も複数あるので場合が多く、その都度、電話等で事務局に確認が必要が生じている。また、同じ学校に対して、複数回に分けて修正指針があるなど、県、市町村、学校の各所で問題に苦慮している。 また、申請書、申請書類を県においてよりまとめて、さらに推進順位付けを行っているが、実施校は推進順位どおりの採択になる訳ではなく、順位付けの必要性が不明確である。 ④「芸術家の派遣事業(学校公演等)及び巡回公演事業において、報告書の提出や中の報告について、手続きが異なるように、報告書の提出や中の報告について、手続きが異なるように、前後の書類にはその趣意がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>
R3	139	03_医療・福祉	都道府県 大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山县、鳥取県、奈良県、京都府、神戸市、佐藤市、関西広域連合	文部科学省 厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	※1:管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の実習実施は、通知なしに保健所、保健セイタ又はこれに準ずる施設(以下「保健施設等」といいます)規定されており原則として、養成施設内の実施は認められない。実習に当たっては、原則として、少數グループによつて行なうこととしているが、臨地実習教育の標準2-2:実習活動の実践指導の実施をもとに、実習場所の選定は、保健所等以て実施しても教育目標の達成に貢献しないと考えられる。(保健所職員による公衆栄養学臨地実習の実施について)実習施設を保健所等に限定することなく、室内実習やICTを活用した遠隔実習等での実施を可能とすることを求める。	公衆栄養学臨地実習については、実習施設が保健所等に限定されてしまうため、遠方から参加しなければならない学生に負担が生じている。また、少数グループによる実習を行なっているところから、各保健所での受験期間が長期化し、保健所職員の大きな負担となっている。保健所等での受け入れが困難になると、学生は公衆栄養学臨地実習の実施を難しく感じる可能性があり、不満が生じることになる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>	
R3	140	08_消防・防災・安全	都道府県 大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、神戸市、和歌山县、鳥取県、徳島県、島根県、関西広域連合	税務省、国土交通省	B_地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第40条の12第1項第11条、住民基本台帳法第40条の12第1項第11条、住民基本台帳法第40条の12第1項第11条等に規定する事務を定める省令第44条、空室等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項、第12条及び第14条	市町村の空室等対策所管部局が管理不全空家の所有者に円滑に対応できたり、空室等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等にに基づく規制緩和等に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する。	当市内市町村では、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。 多い市町村では、年間500件を超えており、その5割超が府外への公用請求ではない。また、公用請求によるやり取りでは回答を返すまでに1ヵ月程度を要するにこゝり、所有者が転出を複数回行っている場合は、空家所有者を確認するまでに数か月かかる事案もある。 なお、当該支障事例は当市内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行なう市町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>
R3	141	08_消防・防災・安全	都道府県 大阪府、京都府、兵庫県、神戸市、和歌山县、鳥取県、徳島県、島根県、関西広域連合	法務省、国土交通省	B_地方に対する規制緩和	戸籍法第10条の2第2項、第118条、第120条の2、空室等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項、第12条、第14条	市町村の空室等対策所管部局が管理不全空家の所有者に円滑に対応できるよう、空室等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく規制緩和等を利用した本邦国外での戸籍免除の公用請求においては、当該支障事例は当市内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行なう市町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukekka.html</a>	
R3	142	03_医療・福祉	都道府県 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県、島根県、関西広域連合	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	児童福祉法に基づく、保育士試験及び保育士登録の実質的義務付けの見直し	児童福祉法に基づく、保育士試験及び保育士登録の実質的義務付けの見直し。	現在、児童福祉法の規定により、保育士試験は都道府県が行い、その事務の全部又は一部を一般社団法人保育士養成協議会が保育士試験の指定実験機関として、試験事務の全部を行なっている。 また、実施して、国が認めた自己で実施する全国的に公開されるよう求められた依頼や、試験の内容及び出題範囲を定めた技術的基準が、国に公認して発表されおり、都道府県が同一日実施している。 さらに、新型コロナウイルス感染症拡大にもともない令和2年前期保育士試験の筆記試験の中止及び後期保育士試験の実技試験の「音楽に関する技術」を中止する際には、一般社団法人全国保育士養成協議会より、都道府県に対し、全国一律の取扱いとする必要があるとの強烈な要請があった。 このように、本件事務については、都道府県の自治事務とされているが、国及び関係団体が公認する全国一律の取扱いを求められることがあり、実質的に知事に裁量があるとは言えない状況である。 また、保育士登録は都道府県ごとに実施していることから、当該方針がまだ適切に対応を求めるものである。 別の都道府県では登録を行うことが可能な状態であることを大きな問題である。	-
R3	143	01_土地利用(農地除く)	指定都市 浜松市	税務省、国土交通省	B_地方に対する規制緩和	地方税法第22条 都市計画法第6条	都市計画基礎調査において、固定資産課税台帳情報のうち、家庭情報(所在地番、用途、構造、建築年、階数、床面積等)及び固定資産税担当課が保有する家庭の位置情報(家庭外図形との紐づけ情報等)の内部利用を可能とすること	【具体的な障壁事例】 当市では、都市計画法に基づく都市計画基礎調査(5年毎実施)において、建物利用現況調査を、所在する都道府県の都市計画基礎調査実施部に従い実施している。令和2年以前の要綱では、都道府県が一般社団法人保育士養成協議会と保育士試験の指定実験機関として、試験事務の全部を行なっていた。 また、実施して、国が認めた自己で実施する全国的に公開されるよう求められた依頼や、試験の内容及び出題範囲を定めた技術的基準が、国に公認して発表されおり、都道府県が同一日実施している。 さらに、新型コロナウイルス感染症拡大にもともない令和2年前期保育士試験の筆記試験の中止及び後期保育士試験の実技試験の「音楽に関する技術」を中止する際には、一般社団法人全国保育士養成協議会より、都道府県に対し、全国一律の取扱いとする必要があるとの強烈な要請があった。 このように、本件事務については、都道府県の自治事務とされているが、国及び関係団体が公認する全国一律の取扱いを求められることがあり、実質的に知事に裁量があるとは言えない状況である。 また、保育士登録は都道府県ごとに実施していることから、当該方針がまだ適切に対応を求めるものである。 別の都道府県では登録を行うことが可能な状態であることを大きな問題である。	-

対応方針(閣議決定)記載内容 (担当年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【農林水産省】 (35)公共事業等実行状況調査及び事業執行状況調査 農林水産省が行う公事業費実行状況調査及び事業執行状況調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度から、両調査を一本化するとともに、調査項目を削減するなど、運用の改善を図る。	—	農林水産省が行う公事業等実行状況調査及び事業執行状況調査については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度から、両調査を一本化するとともに、調査項目を削減するなど、運用の改善を行った。	【農林水産省】令和4年度公事業等の実行状況調査及び予算の進捗管理について(作業要領)(令和4年3月31日)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_135">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_135</a>	農林水産省大臣官房予算課
5【農林水産省】 (21)消費・安全対策交付金 消費・安全対策交付金について、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、要望額の調査期間を十分確保するとともに、事業の予算額などを参考となる情報を、可能な限り早期に地方公共団体に提供する。 【措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局総務課長通知)】	—	消費・安全対策交付金の特別交付型交付金について、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、要望額の調査期間を十分確保するとともに、事業の予算額などを参考となる情報を、可能な限り早期に地方公共団体に提供することとし、その旨を地方公共団体に通知した。	【農林水産省】消費・安全対策交付金のうち特別交付型交付金に係る要望調査の期間の確保について(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局総務課長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_136">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_136</a>	農林水産省消費・安全局総務課
5【文部科学省】 (13)文化芸術による子供育成総合事業 文化芸術による子供育成総合事業に係る事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、提出書類の簡素化等を行い、地方公共団体に令和4年中に通知する。	—	令和3年7月からの「令和4年度 文化芸術による子供育成総合事業～芸術家の派遣事業～」の実施校の募集において、令和3年年度事業の募集までは申請に必要としていた様式5「文化芸術事業以外の文化芸術鑑賞体験の実施状況」、様式6「文化庁「文化芸術による子供育成総合事業」協力芸術家登録票兼同意書」を様式から削除した。なお、令和5年度の募集要項や令和4年事業の実施の手引きの改正による更なる提出書類の簡素化等については、検討中である。	【文部科学省】令和4年度文化芸術による子供育成推進事業 芸術家の派遣事業実施の手引き(令和4年4月) 【文部科学省】令和4年度文化芸術による子供育成推進事業 回巡回演事業 実施の手引き(実施校による子供育成総合事業)協力芸術家登録票兼同意書(令和4年4月) 【文部科学省】令和4年度文化芸術による子供育成総合事業～芸術家の派遣事業～実施校募集要項(令和3年7月)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_137">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_137</a>	文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室
5【内閣府】 (3)災害救助法(昭22法118) 被災者住宅の応急修理(4条1項6号)に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式が新たに加入し、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害救助事務取扱要領」(令3内閣府政策統括官(防災担当))を改正し、地方公共団体に令和4年5月を目途に周知す。	—	令和4年5月開催の「災害救助法等担当者会議」において、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、次期「災害救助事務取扱要領」を改正する旨掲載された「災害救助事務取扱要領」(令和4年5月内閣府政策統括官(防災担当)決定)について各都道府県及び市町村に通知し、内閣府防災ホームページに掲載した。	【内閣府】内閣府防災ホームページ <a href="https://www.bousai.go.jp/yakuufuchi/info_saigaikyo.html">https://www.bousai.go.jp/yakuufuchi/info_saigaikyo.html</a>	—	内閣府政策統括官(防災担当)付被災者生活再建担当
5【文部科学省】(6)【厚生労働省】(11)【厚生労働省】 柔軟な人教規模による実習及び柔軟な人教規設における校外実習に係る柔軟な人教規模による実施について(通知)(令和4年3月18日付け文部科学省高等教育部専門教育課厚生労働省健康課長連名通知)を都道府県宛てに発出し、臨地実習を、教育効果に配慮した上で、個々の実習内容に応じて柔軟な人教規模による実施を行うことを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知す。	—	柔軟な人教規模による実習及び柔軟な人教規設における校外実習に係る柔軟な人教規模による実施について(通知)(令和4年3月18日付け文部科学省高等教育部専門教育課厚生労働省健康課長連名通知)を都道府県宛てに発出し、臨地実習を、教育効果に配慮した上で、個々の実習内容に応じて柔軟な人教規模による実施を行うことを明確化した。	【文部科学省】厚生労働省)管理栄養士養成施設における臨地実習及び柔軟な人教規模による実施について(通知)(令和4年3月18日付け文部科学省高等教育部専門教育課厚生労働省健康課長連名通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_139">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_139</a>	文部科学省高等教育局専門教育課 厚生労働省健康課
5【総務省】(9)【国土交通省】(14)【住民基本台帳法】(昭42法81) (1)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合	—	空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)の規定に基づく、空家等の所有者等を把握するための調査に関する事務について、市町村長が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供ができる事務にかかる事務を実施するための改革の推進を図るために別途法律の整備を含む地城の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために別途法律の整備に関する法律案(平成4年6月13日閣議決定)を第20回国会に提出した。また、同法の施行日である令和4年8月20日に住民基本台帳法別表第一から別表第六までの各省令で定める事務を定める省令(平成14年6月13日閣議決定)を改正するとともに、国土交通省及び総務省から各都道府県指定都市空き家对策担当部局宛てに通知を発出し、空家等の所有者等を把握するための調査に関する事務を処理する場合において住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能となる旨等を周知した。	【国土交通省】(住民基本台帳法における空家等対策の推進に関する特別措置法)第9条第1項の調査に関する事務の追加について(情報提供)(令和4年8月22日付事務連絡 国土交通省住宅局住宅総合整備課・総務省地域力創造グループ(地域振興室))	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_140">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_140</a>	総務省自治行政局住民制度課 国土交通省住宅局住宅住宅総合整備課
5【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) 市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかるからず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	戸籍法の改正を含む「地城の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために別途法律の整備に関する法律案」が第211回国会の審議を経て令和5年6月13日成立し、令和6年3月1日に施行された。 また、措置を講ずる前提となるシステムについても同日から運用を開始している。	—	—	法務省民事局民事第一課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (摘要版におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【国土交通省】 (3)道路運送法(昭26法183)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59) (i)地域公共交通協議会(昭26運輸省令75)9条の2), 地域協議会(道路運送法施行規則15条の4第2号)及び地域公共交通計画の作成及び実施に關する協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律6条、以下「活性化協議会」といふ。)の運営について、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨を明確化し、改めて地方公共団体に通知する。 (ii)路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者による路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更(道路運送法15条の2第1項)に関する都道府県が主催することとされている地域協議会における協議について、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、市町村(特別区を含む。)内で実施する路線に限り、以下の措置を講ずる。 ・各都道府県が主催する路線(地域公共交通の活性化協議会において協議が調った場合に、当該変更をする旨を国土交通大臣に届け出なければならないこと)。 ・令和3年度中に地域協議会の要件に関する告示(平13国土交通省告示1202)を改正し、地域協議会について、市町村が主催することを可能とする。	—	地域公共交通協議会(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2), 地域協議会(道路運送法施行規則15条の4第2号)及び地域公共交通計画の作成及び実施に關する協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律6条、以下「活性化協議会」といふ。)の運営について、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨を明確化し、改めて地方公共団体に通知した。 また、路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者による路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更(道路運送法15条の2第1項)に関する都道府県が主催することとされている地域協議会における協議について、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、市町村(特別区を含む。)内で実施する路線に限り、以下の措置を講ずる。 ・各都道府県が主催する路線(地域公共交通の活性化協議会において協議が調った場合に、当該変更をする旨を国土交通大臣に届け出なければならないこと)。 ・地域協議会の要件に関する告示(平13国土交通省告示1202)を改正し、地域協議会について、市町村が主催することを可能とした。	【国土交通省】「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた協議会制度の運用等について(令和4年3月31日付け国土交通省総合政策局地域公共交通課長・自動車局客席課長通知) 【国土交通省】道路運送法施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第33号) 【国土交通省】地域協議会の要件に関する告示の一部を改正する告示(令和4年国土交通省告示第405号)	<a href="https://www.cato.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_144">https://www.cato.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_144</a>	国土交通省総合政策局地域交通課、自動車局客席課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号カードの交付に係る民間事業者の事務の委託については、暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の事務について、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【総務省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号カードの券面更新などの統合端末の操作を行う事務については、市町村長(特別区の区長を含む。)の適切な管理下において外部委託を可能とし、「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付総務省自治行政官民制度課マイナンバー制度支援室長通知)」を各都道府県及び各指定都市の社会保障・税番号制度担当部宛てに通知。 については、令和5年度から、市町村長(特別区の区長を含む。)の適切な管理下において外部委託を可能とする。	個人番号カードの券面更新などの統合端末の操作を行う事務については、市町村長(特別区の区長を含む。)の適切な管理下において外部委託を可能とし、「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について(令和6年3月5日付総務省自治行政官民制度課マイナンバー制度支援室長通知)」を各都道府県及び各指定都市の社会保障・税番号制度担当部宛てに通知。	【総務省】「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について」(令和6年3月5日付け総務省自治行政官民制度課マイナンバー制度支援室長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_147">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_147</a>	総務省自治行政官民制度課マイナンバー制度支援室
5【総務省(10)】厚生労働省(40)】 住民基本台帳法(昭42法81)及び介護保険法(平9法123) 介護保険料の還付事務については、住民基本台帳ネットワークシステムを利用すること可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。 【措置済み(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡)】	—	介護保険料の還付事務について、現行の法令により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能である旨を、令和3年12月9日に地方公共団体に通知した。	【厚生労働省】介護保険料等の還付事務に係る住民基本台帳ネットワークシステムの利用について(令和3年12月9日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課及び高齢者医療課事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_148">https://www.aoa.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_148</a>	総務省自治行政官民制度課 厚生労働省老健局介護保険計画課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があつた歳入の収納の事務について私人に委託することを令和3年度中に可能とする。	—	私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体から要望があつた歳入の収納の事務について私人に委託することを可能とした。	【総務省】地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第46号)	<a href="https://www.ao.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbosyu/2021/r3futsuchi.html#r3_153">https://www.ao.go.jp/bunkenshinsuishin/teianbosyu/2021/r3futsuchi.html#r3_153</a>	総務省自治行政局行政課
—	—	—	—	—	—
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。	—	(iv:様式の「一体化」)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、申請の「一体化」を実現。 (地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分):令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分):令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	(iv:記載事項の見直し等)地方公共団体職員の業務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、第6回認定令(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げるものと取り扱う仕組みを講じた。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	※なお、上記の措置をもって本件は全て措置済み。	内閣府地方創生推進事務局
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。	—	(iv:様式の「一体化」)地域再生計画及び実施(施設整備)計画の提出において、実施(施設整備)計画の各項目に記載することで、別シートの地域再生計画が作成されるExcel様式とすることにより、様式の「一体化」を実現。 (地方創生拠点整備タイプ(令和4年度第2次補正予算分):令和4年12月7日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡、地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ(令和5年度当初予算分):令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	(iv:記載事項の見直し等)地方公共団体職員の業務作業の円滑化に資するよう、令和4年度の地方創生拠点整備交付金事業に係る申請から、新たに転記ツールを開発し、地方公共団体に配布した。 また、地方創生推進交付金実施計画および地方創生拠点整備交付金施設整備計画について、第6回認定令(令和4年1月申請)から、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る事業が不採択となった場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定申請を自動的に取り下げるものと取り扱う仕組みを講じた。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)	※なお、上記の措置をもって本件は全て措置済み。	内閣府地方創生推進事務局

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管 理	分野	提案団体の属性	関係省府	提案 内容 (概要)	根拠 法等	提案事項	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例		提案中における既終的な 審査結果(新規案)
								地 域 支 援 方 式	地 域 支 援 方 式	
R3	157	03.医療・福祉	都道府県、兵庫県、京都府、京都市、姫路市、西宮市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	児童福祉法第33条の20第1項、第33条の22第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条、児童福祉計画及び市町村障害者基礎計画の計画期間の見直し	地域住民の意識醸成や地域におけるソフトハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることが目的に支援するための法律第88条第1項、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための指針(平成18年厚生労働省告示第395号)	<p><b>[現状]</b> 都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画は、国指針により3年を1期間として作成することとされている。[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条、児童福祉法第33条の20、平成18年厚生労働省告示第395号]</p> <p>計画期間が3年間のため、見直しサイクルが非常に短く、計画の策定に係る負担が大きい。また、検証が不十分なまま次期計画の策定作業に追われている実態がある。当該計画では、施設入所者の地域生活への移行や、施設入所者の削減等の目標を定めることとされているが、地域における相談支援体制や地域生活支援拠点の整備等、ソフト・ハード両面での対応に加え、地域住民の意識醸成を地域と一緒に進める必要があり、短期数での目標達成が困難な場合がある。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html</a>	
R3	158	03.医療・福祉	兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、鳴門市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第61条に基づく基本指針(平成26年内閣府告示第159号)、市町村子ども・子育て支援事業計画等における量の見込みの算出方法の見直し	市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)等を行い、これを踏まえて「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。	<p><b>[現状]</b> 一方、児童教育・保育の無償化の実施により、これまで各市町村では把握することがきなかった幼稚園に通う就労家庭等の状況も把握することが可能になり、アンケート調査の活用に加え、より詳細な分析が可能になっている。</p> <p>市町村子ども・子育て支援事業計画等における量の見込みの算出方法は、分析による労力とコストが大きいことから、利用希望把握調査等でなくヒアリングや実績値に基づいた「量の見込み」の算出方法も、可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とする。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html</a>	
R3	159	09.土木・建築	徳島県、香川県、愛媛県	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	公的賃貸住宅賃貸対策調整補助金交付基準の緩和	住宅確保配慮者専用賃貸住宅(以下、「セーフティネット住宅」とい)の家賃低廉化に係る国庫補助の対象期間に関する要件の撤廃及び補助総額の増額	<p>セーフティネット住宅は、今後、公営住宅の老朽化が進んでいく中、民間賃貸住宅のリスクを活用し、要配慮者のための住宅を確保するという観点で非常に有用であると考える。</p> <p>現行制度では、地方公共団体が賃貸人に家賃低廉化補助を行なう場合に国庫補助が受けられるが、補助金額上その期間は、「管理(補助)開始から10年(20年)以内」とされている。</p> <p>この場合、当該補助期間の終盤に入居する者は、短期間にか家賃低廉化補助を受けることができず、それ以降は入居者負担が大きくなるため、実質的に入居を勧めづらくな。</p> <p>また、要配慮者は、家賃低廉化補助を受けた物件を譲り受け也可能であるが、同一生活圏にタイング良く補助期間が分かれ残った物件があることは限らず、高齢者世帯や障がい者世帯に、家賃低廉化補助のある住まいを求めて何度も転居をせることは、居住の安定確保を図る上で合理的な疑問がある。</p> <p>手引きには、「具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。」「教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まること。」といった記載があるものの、結局、国的基本指針や手引きを無視してアンケート調査を実施せずに計画を立案するわけにはいかない。このため、アンケート調査を実施し、実際から離れている場合は実績や過去の平均額等を参考に改めて「量の見込み」を算出し直すという作業を行っており、調査項目によってはアンケート調査が無駄なプロセスになっている。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka_yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka_yosan.html</a>	
R3	160	12.その他	都道府県、高知県	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	地域再生法第13条 地域再生法施行令9条 地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付)府地事第16号内閣府事務官通令、農林水産事務次官通令、国税政第1号国土交通事務次官通令、環境対策第1604201号環境事務次官通令と3年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和2年12月22日 内閣府地方創生推進事務局) 令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に関するQ&A	地方創生推進交付金の対象経費の拡大	個人への給付が対象外とされているため、移住希望者が移住を検討する上のネックとして意見が挙がっている、移住先における住居の家賃や生活関連経費、移動経費(移動手段としての、タクシーや航空機、高速バス、レンタカータ等の経費等)といった移住者の「地方での暮らし」への支援には、活用が困難である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka_yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka_yosan.html</a>	
R3	161	12.その他	都道府県、高知県	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条 地域再生推進交付金制度要綱(平成26年4月20日付)府地事第16号内閣府事務官通令、農林水産事務次官通令、国税政第1号国土交通事務次官通令、環境対策第1604201号環境事務次官通令、令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和2年12月22日 内閣府地方創生推進事務局)	地域再生計画認定手続きの見直し	交付金実施計画の提出とは同時に、地域再生計画も提出する必要があるが、実施計画については事前相談後に国から受けた指摘事項について提出期限間際まで修正や調整を行うため、実施計画と地域再生計画を同時に進行で作成する作業が大きな負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html</a>	
R3	162	12.その他	都道府県、高知県	内閣官房、内閣府	B. 地方に対する規制緩和	地域再生法第13条 地域再生法施行令9条 地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付)府地事第16号内閣府事務官通令、農林水産事務次官通令、国税政第1号国土交通事務次官通令、環境対策第1604201号環境事務次官通令 地方創生テレワーク交付金の取扱いについて(令和3年1月18日 内閣府地方創生推進室)	地域の実情に応じ、対象経費のソフト事業への重点配分を可能とする。 地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付)府地事第16号内閣府事務官通令、農林水産事務次官通令、国税政第1号国土交通事務次官通令、環境対策第1604201号環境事務次官通令 地方創生テレワーク交付金の制度拡充	当県では、既にある程度度サテライトオフィスの進出が進んでいることから、ハード整備よりも、進出企業間や地域企業との協働事業や地域支援のための活動経費等のソフト支援に重点を置きたいところ、ソフト事業への経費配分が1回目あたり200万まで低いことに加え、施設整備件数が「最大3件まで」かつ「搬入居型は対象外」とされており、進出企業が地域の空き家や飲食を終えた公共施設等のリタイアルオフィスを自ら探し(あるいは行政によるマッチングの上)、小規模な改修を行うことにより、サテライトオフィスとして整備し、単価で活用する形態での支援により、多段の企業を呼び込むといった場合に活用できないことにも、単独入居型を対象とすること。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka_yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka_yosan.html</a>	

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年)におけるもの)	最終的対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【厚生労働省】(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等施策改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その後に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう可能な限り早期に行う。	今後5年間で家庭庁(4)(i)【厚生労働省(3)(i)】 ・年を一期として作成することを基本とし、都道府県及び市町村が地域の実情や児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)について、地方公共団体の実情に応じて任意に障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)以下との事項において「計画」という。)について告示を改正し、以下の措置を講ずる。 ・計画期間については、3年を基本とし、柔軟な期間設定を可能とする。 ・計画における任意の記載事項については、地方公共団体の実情に応じて定めることが可能であることを明確化した。 【措置済み】(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の実施を確保するための基本的な指針一部を改正する告示)(令和5年2月1日)、(令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援課連絡)、(令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援課連絡)、(令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援課連絡)	令和5年5月19日に、障害(児)福祉計画について、・3年を一期として作成することを基本とし、都道府県及び市町村が地域の実情や児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)について、地方公共団体の実情に応じて任意に障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)以下との事項において「計画」という。)について告示の改正を行へ、当該改正内容について地方公共団体に周知した。 また、令和5年6月30日に、障害(児)福祉計画に定めるよう努めらるものとされている事項を記載するか否かは、地方公共団体の判断によるものであることを明確化し、周知した。 ・計画期間については、3年を基本とし、柔軟な期間設定を可能とする。 ・計画における任意の記載事項については、地方公共団体の実情に応じて定めることが可能であることを明確化した。 【措置済み】(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の実施を確保するための基本的な指針一部を改正する告示)(令和5年2月1日)、(令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援課連絡)、(令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援課連絡)、(令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援課連絡)	こども家庭庁【厚生労働省】【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針一部改正について(通知)】(令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知) 【こども家庭庁】【厚生労働省】第7期障害児福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&Aについて】(令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡) 【こども家庭庁】【厚生労働省】第7期障害児福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&A(第2版)について】(令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_157">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_157</a>	こども家庭庁支援局障害児支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
5【内閣府】(y)【文部科学省】(1)(iv)【厚生労働省】(50)(kv)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて 必要な措置を講ずる。	内閣府(9)【文部科学省】(15)【厚生労働省】(49)【子ども・子育て支援法】(平24法65) (i) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることなど可能である旨を明確化し、市町村に通知する。 また、市町村の取組事例等について調査を行い、アンケート調査以外の手法を用いた事例について、市町村に通知する。 【措置済み】(令和4年3月18日付け内閣府子ども・子育て本部参考事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡)、(令和4年9月13日付け地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査)報告書)	第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について】(令和4年3月18日事務連絡)にて通知済み 令和3年度子ども・子育て支援事業調査事業として取りまとめられた「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月18日事務連絡)にてQ&Aについての考え方について】(令和4年3月18日事務連絡)	内閣府】「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日事務連絡) 【内閣府】「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月18日事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_158">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_158</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局児童青少年教育課 厚生労働省子ども家庭局総務課
—	—	令和3年度子ども・子育て支援調査事業として取りまとめられた「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」報告書(令和4年3月一般社団法人日本開発構想研究所)を令和4年9月13日に参考送付済み	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣府】 (II) 地域再生法(平17法24) (II) 地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」といいます。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。	—	(ii) ・地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、募集開始に先立ち、令和3年12月15日に地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の令和4年度事業における対応の方向性について、事務連絡を発出し、周知を図った。 (令和3年12月15日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡) ・また、実施計画等の事前相談に対する内閣府からの回答期限と申請開始日との間に一定期間を設けるとともに、地域再生計画と実施計画等の提出期限を異ならせることとした。 (令和3年12月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地域再生計画)、令和3年12月27日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡(地方創生推進交付金)) なお、内示期間の見直しに際して、国の令和4年度予算の国会での成立を受け、令和4年3月25日内示(採択事案の公表)を行った。	—	—	内閣府地方創生推進事務局
—	—	—	—	—	—

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 別 管 理	分 野	提案出 来の属性	関係府県	提 案 種 類	提 案 事 項 重 要 事 項	求 め る 措 置 の 具 体 的 な 内 容	具 体 的 な 支 附 件	提案中における既終了の 審査結果(新規)				
R3	163	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B. 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2、第14条の2 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の拡大による「第二種特定鳥獣管理計画」との統合等	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の拡大により、「第二種特定鳥獣管理計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合するなど、規定を見直すこと。  【実行制度】 鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及 びイノシシの管理を図っている。 また、同法第14条の2により、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」を実施するときは、指定管理鳥獣(ニホンジカ/イノシシ)の種類ごとに「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を定め るされ、当県では、ニホンジカに限り同計画を策定している。なお、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」の採択要件として、同交付金実施要綱で「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定していること」と規定されている。 両計画の一般的な違いとして、実施期間について、基本指針により「第二種特定鳥獣管理計画」は原則として3~5年程度とされている一方、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」は、原則として1年以内と規定されている。このため、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」については、毎年度策定する必要がある。	【支障事例】 上記のとおり、「第二種特定鳥獣管理計画」とは別に、毎年度、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定する必要があり、過大な負担が生じている。具体的には、毎年度の計画案の策定、利害関係者(林野 庁や議会友会等)からの意見聴取、関係地方公共団体との協議を実施することが義務付けられている。また、鳥獣の管理を図るために計画として、管理計画と実施計画が存在するため、計画体系としても分かづら い。 【懸念の解消策】 「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」を策定している場合は、当然に当該指定管理鳥獣に関する「第二種特定鳥獣管理計画」を策定していることから、別に実施計画を定めなくとも管理計画で同内容を規定する ことは可能と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>		
R3	164	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	環境省	B. 地方に対する規制緩和	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の3号 鳥獣の保護及び管理を図るために事業を実施するための基 本的な指針	第二種特定鳥獣管理計 画の見直し手続きに 関する規定の見直し	鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計 画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管 理の有識者からの意見聴取を可能とすること。  【実行制度】 鳥獣保護管理法第7条の2では、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定できると規定されており、当県も同計画を策定し、ニホンジカ及 びイノシシの管理を図っている。 また、同条第3号により鳥獣保護管理事業計画の規定(同法第4条第4項)が準用され、計画策定に当たり自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を開きなければなら ない。 【支障事例】 当県では計画策定に当たり「環境審議会」の意見を聴取することとなるが、「環境審議会」は特定鳥獣の個体数管理や捕獲等に関する「有識者(鳥獣管理に関する学識経験者、狩猟者等)」等が少ない委員構成と なっており、必ずしも当審議会での審議にはすぐれないものとなっている。 また、環境審議会の意見聴取に加えて、「鳥獣の保護及び管理を図るために事業を実施するための基本的な指針」において、学識経験者等から構成される検討会等の設置及び意見聴取を事実上義務付 けられ、過度の公費負担となっている。 【懸念の解消策】 実質的には、指針を供給する検討会の構成員である学識経験者等によって具体的な提案が行われており、法の本来の趣旨は充足している。 また、本計画の上位計画である「鳥獣保護管理事業計画」においては、引き続き「環境審議会」での調査・審議が行われるため、本計画と県全体の環境保全及び自然保護の方針との整合性は図られる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>		
R3	165	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	住宅確保要配慮者に対する貸 住貸住宅の供給の促進に関する 法律第2条、第5条 住宅確保要配慮者に対する賃 貸住宅の供給の促進に関する 法律施行規則第3条、第15条 基本法第17条	住宅確保要配慮者(登記不 <sup>可</sup> の登記基準の緩和及び貸 貸住宅の供給に関する法律第17条) 等を都道府県生活基 本計画で規定するた めの見直し	地方公共団体が住宅確保要配慮者(登記不 <sup>可</sup> の登記基準の緩和及び貸 貸住宅の供給に関する法律第17条) 等を都道府県生活基 本計画で規定するた めの見直し	【実行制度】 賃貸住宅の供給促進計画は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者(登記不 <sup>可</sup> の登記基準の緩和及び貸 貸住宅の供給に関する法律第17条) 等を都道府県生活基 本計画で規定するた めに拡大するためには、住宅確 保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する 法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅の供 給促進計画において定めることとしている。 地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を策定しない 場合、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第17条の規定による「住宅確保要 配慮者(登記不 <sup>可</sup> の登記基準の緩和及び貸 貸住宅の供給に関する法律第17条) 等を都道府県生活基 本計画で規定するた めの見直し」による措置を求める。 【支障事例】 これまでのところから、住宅確保要配慮者の居住の確保に関する規制緩和においては、賃貸住宅供給促進計画を生活基本計画の範囲で記載しておらず、県民にとって体系的に分かりやすいものとなっている。加え て、年計画策定時に、それぞれについて有識者会議の開催やパブリックmeet、市町村での協議を行っており、計画の連携管理も含めて業務量が増加し、効率的でない。 【懸念の解消策】 改めて、年計画策定時に、それぞれについて有識者会議の開催やパブリックmeet、市町村での協議を行っており、計画の連携管理も含めて業務量が増加し、効率的でない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>	
R3	166	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県、福島県、富山県、長野県、岐阜県、松山市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法第33条等 及び同法施行規則第33条、看 護師助産師看護師法第6条及 び同法施行規則第6条、衛生工 程法第6条及び同法施行規則第 5条など	保健師助産師看護師法等に基づく業務從事者 等に基づく業務從事者 等に係る届出のオンライン化	保健師助産師看護師法等に基づく業務從事者 等に基づく業務從事者 等に係る届出のオンライン化 の実施、回収、内 容確認に係る作業を軽減すること。 また、衛生行政報告例にあわせた集計作業を廃止すること。	【実行制度】 保健師助産師看護師法等に基づく業務從事者 等に基づく業務從事者 等に係る届出のオンライン化 の実施、回収、内 容確認に係る作業を軽減すること。 また、衛生行政報告例にあわせた集計作業を廃止すること。	【支障事例】 2014年12月31日現在、就業している保健師・助産師・看護師・准看護師・衛生科学士・衛生工士は、保健師助産師看護師法・衛生科学士法及び衛生工士法各法の施行規則で定められた「業務從事者 登録簿」を、都道府県知事に対して、提出しなければならない。 【懸念の解消策】 保健師助産師看護師法等に基づく業務從事者 等に基づく業務從事者 等に係る届出のオンライン化 の実施、回収、内 容確認に係る作業を軽減すること。 また、衛生行政報告例にあわせた集計作業を廃止すること。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>
R3	167	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	調理師法第5条の2、調理師 法施行規則第4条の2 衛生行政報告例を領取し及 び審査要領 令和2年度衛生行政報告例の 実施について(依頼)令和2年 2月1日付け経済産業省令2021第 4号、各都道府県知事、各指定都 市市长、各中核市市长で厚 生労働省政策統括室(政策・情 報政策、政策評価担当)通知)	調理師法に基づく調理師從事者届制度につ いて、調理師及び行政機関の負担軽減の観点から地方 自治体の実用状況に応じて実施・実施を各地方自 治体が選択できるよう制度を見直すこと。 上記見直しが困難な場合は、届出から衛生行政報告 例への集計・報告までの一連の手続きのオンライン化 や、届出事項の簡素化、スケジュールの見直しなど、手 続きの技術的な見直しを講じ、事務負担の軽減を講 じること。	【実行制度】 調理師法に基づく調理師從事者届制度につ いて、調理師及び行政機関の負担軽減の観点から地方 自治体の実用状況に応じて実施・実施を各地方自 治体が選択できるよう制度を見直すこと。 上記見直しが困難な場合は、届出から衛生行政報告 例への集計・報告までの一連の手続きのオンライン化 や、届出事項の簡素化、スケジュールの見直しなど、手 手続きの技術的な見直しを講じ、事務負担の軽減を講 じること。	【支障事例】 従事者についての調理師登録簿の提出を怠り、 令和2年度厚生労働省より公表された「マイナンバー制度の活用に関する検討会」報告書において、「マイナンバー制度の活用した資格管理制度と就業届(業務從事者届)等の情報 の連携による人材活用の手法について検討している。その中で、現状、雇業状況(業務從事者届)等の届出先は現行制度通り都道府県とし、国と都道府県が共通のサービスを通して情報の共有化を図ることを想定しているが、届出情報のデジタル化等今後の方針については別途検討とされており、本県が求める措置について具体的に明示されていないため、改めて求めるものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>	
R3	168	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県、さいたま市、川越市、 市川市、越谷市、 静岡県、高知県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	小児慢性特定疾患指 定医の指定申請先の 小児慢性特定疾患指 定医の指定申請先の の4 第11条の17 小児慢性特定疾患指 定医の指定について(平成26年12月11 日付発効文告121第2号)	小児慢性特定疾患指 定医の指定申請先の の4 第11条の17 小児慢性特定疾患指 定医の指定について(平成26年12月11 日付発効文告121第2号)	【実行制度】 現行制度では、都道府県が管轄する医療機関に勤務する場合、その勤務地の都道府県等が異なる場合にはそれぞれの都道府県等に指定医の指定等の申請をしなければならず負担が大きい。また、指定する都道 府県等が管轄する医療機関に勤務する場合には、都道府県等が管轄する医療機関に勤務する場合で、勤務地の都道府県等が異なる場合は、各々の都道府県等への申請が必要なことが あわせて、申請者に主なる勤務地の医療機関以外の医 療機関(他の都道府県等に所在する医療機関)に管 むを記載し、指定した都道府県等が公表することを定めること。	【支障事例】 現行制度では、都道府県が管轄する医療機関に勤務する場合、その勤務地の都道府県等が異なる場合にはそれぞれの都道府県等に指定医の指定等の申請をしなければならず負 担が大きい。また、指定する都道府県等が管轄する医療機関に勤務する場合には、都道府県等が管轄する医療機関に勤務する場合で、勤務地の都道府県等が異なる場合は、各々の都道 府県等への申請が必要なことがあわせて、申請者に主なる勤務地の医療機関以外の医 療機関(他の都道府県等に所在する医療機関)に管 むを記載し、指定した都道府県等が公表することを定めること。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>	
R3	169	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	建設業法第3条、同法第8条 に規定する 建設業法に 関係行政機 関に対する調査・照会権 限の規定の追加	建設業法に 関係行政機 関に対する調査・照会権 限の規定の追加	【実行制度】 建設業法第8条では建設業許可の欠格要件が規定されており、例えば、禁業上の刑に処せられ、罰金以上が課せられ、5年を経過しない者に対しては、県は建設業の許可をしてはならないとされている。 建設業許可申請に際して、申請者は欠格要件に該当しない旨を誓約する「誓約書」を提出することとされているが、当県では、欠格要件の適切な把握のため関係行政機関等に対して欠格要件の調査を行う事例がある。	-		
R3	170	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県、熊本県	環境省	B. 地方に対する規制緩和	ダイオキシン類対策特別措 置法第26条、法第26条の規定に 基づく大気 のダイオキシン類による汚染の常時監視に關 する事務の處理基準について	ダイオキシン類対策特別措 置法第26条の規定に基づく大 気のダイオキシン類による汚染の常時監視に關 する事務の處理基準について	【実行制度】 ダイオキシン類対策特別措置法において、都道府県は大気及び土壤のダイオキシン類による汚染状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国との事務処理基準に基づき、定期的に監視地點の水準について、「環境濃度」レベルに対応した測定地點数に關する事務について、都道府県等が公表することを定めている。(令和元年の県内測定地點数(大気):22(うち県央5箇所)) 【支障事例】 環境省において、関係行政機関等に対する調査・照会権限が規定されていないため、関係行政機関等に対して欠格要件の照会を行っても、個人情報保護等の理由により回答が得られない場合があり、欠格要件の把握に問題がある。また、環境省において、環境監視の実施及び消滅に関する法律では、法律の規定に基づく事務に關して、関係行政機関等に対し、照会し、又は協力を求めることができる旨規定されており、産業廃棄物処理業の許可申請にあたり、欠格要件等を調査することができるため、建設業法においても同様の規定を求めるものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkenshinsuushin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>		

対応方針(闇喰決定)記載内容 (掲載年:付けられもの)	最終の対応方針(闇喰決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (i)第二種特定島嶼管理計画(7条の2第1項、以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 ・指定管理島嶼捕獲等事業に関する実施計画(14条の2第1項、以下この事項において「実施計画」という。)と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一括して策定することも可能であること。その際、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 【措置済み】(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡) (i)指定管理島嶼捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を行ない、都道府県に通知する。 【措置済み】(令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知、令和4年3月29日付け環境省事務次官通知)	<令4> 5【環境省】 (16)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) ・指定管理島嶼捕獲等事業に関する実施計画(14条の2第1項、以下この事項において「実施計画」という。)と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一括して策定することも可能であること。その際、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 【措置済み】(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡) (i)指定管理島嶼捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を行い、都道府県に通知する。 【措置済み】(令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知、令和4年3月29日付け環境省事務次官通知)	第二種特定島嶼管理計画及び指定管理島嶼捕獲等事業に関する実施計画について、一定の条件を満たす場合には、統合して策定することも可能であること。その際、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 ・指定管理島嶼捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化のため、交付要綱等を改正し、都道府県に通知する。	【環境省】第二種特定島嶼管理計画及び指定管理島嶼捕獲等事業実施計画の策定に係る取扱いについて(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡) 【環境省】指定管理島嶼捕獲等事業交付金交付要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境省事務次官通知) 【環境省】指定管理島嶼捕獲等事業交付金事業実施要綱の一部改正について(令和4年3月29日付け環境省事務次官通知) 【環境省】指定管理島嶼捕獲等事業交付金事業実施要領の一部改正について(令和4年3月28日付け環境省自然環境局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_163">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_163</a>	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
5【環境省】 (13)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (i)第二種特定島嶼管理計画(7条の2第1項、以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 ・管理計画を策定するに当たり自然環境保全法(昭47年85号)51条の規定により置かれる審議会との合議制の機関(以下この事項において「合議制機関」という。)の意見を聽かなければならぬこととされていること(7条の2第3項において準用する4項)については、管理計画に関する合議制機関の意見を聽かなければならぬこととしている検討会・連絡協議会を代替することが可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 【措置済み】(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)	--	都道府県の判断により、必要に応じて審議会の下に部会等の組織を設置し、当該部会等の決議をもって審議会の決議とみなす規定を設けることで、「基本的な指針」で意見を聽取することとしている検討会・連絡協議会を代替することが可能であることを明確化し、都道府県に通知する。	【環境省】第三種特定島嶼管理計画及び指定管理島嶼捕獲等事業実施計画の策定に係る取扱いについて(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_164">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_164</a>	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
5【国土交通省】 (20)住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112) 都道府県賃貸住宅供給促進計画(5条1項)については、住生活基本計画(住生活基本法(平18法61)17条1項)と一体のものとして策定する際は、都道府県がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するとともに、実際の策定の手続等についても、令和4年度中に実態調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。	--	令和4年10月に実態調査を実施し、都道府県賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画とを一体のものとして策定する際の手続等について、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策を、都道府県に対して通知する。	【国土交通省】都道府県賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画の一体的の作成について(周知)(令和5年3月20日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_165">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_165</a>	国土交通省住宅局住宅総合整備課
5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(3条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出が可能となるとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(3条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出が可能となるとともに、オンラインによる届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和4年の業務従事者届から、医療従事者届出システムを通じて、インターネットによるオンライン届出が可能になった。 なお、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについては、令和4年衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告書工法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築し、令和4年6月に運用を開始した。 また、都道府県が取得した情報を衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告から運用を開始した。	【厚生労働省】令和4年ににおける保健師・助産師・看護師及び准看護師の業務従事者届の届出について(令和4年10月21日付け厚生労働省医政局看護課長通知) 【厚生労働省】令和4年歯科衛生士及び歯科技工士の業務従事者届の届出について(令和4年11月4日付け厚生労働省医政局保健課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_166">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_166</a>	厚生労働省医政局看護・歯科保健・政策統括官付参事官付行政報告統計室
5【厚生労働省】 (32)調理師法(昭33法147) 調理の業務に従事する調理師の届出(5条の2第1項)については、令和4年度の次回届出までに省令を改正し、本籍地都道府県名の記載を削除する。また、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日闇喰決定)において検討することとされている国家資格証のデジタル化の状況を踏まえて、調理師の届出に関する手続のオンライン化に向けて検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【厚生労働省】 (19)認定内科士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製薬衛生師法(昭41法115) 全国通証案内士、クリーニング師、調理師及び製薬衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日闇喰決定)に基づき、国家資格等情報連携・システムを活用し、オンライン化を図ることを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(再掲)(関係府省:デジタル庁、総務省及び国土交通省)	調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第1号)を令和4年4月8日付で公布施行し、調理師法施行規則第1条の2第2項に規定する調理師業務従事者届の届出事項から本籍地都道府県名の記載を削除した。なお、調理師の届出に関する手続のオンライン化については、令和4年度中に結論を得られるよう引き続き検討中。	【厚生労働省】調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第1号) 【厚生労働省】調理師法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)(令和4年4月8日付け厚生労働省健康局健康課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_167">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_167</a>	厚生労働省健康局健康課
5【厚生労働省】 (2)児童福祉法(昭22法164) (i)小児慢性特定疾患の指定医の指定の申請(施行規則7条の10第1項)については、都道府県等並びに指定医の負担軽減を図るために、令和3年度中に省令及び「小児慢性特定疾患指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)を改正し、診断を行う医療機関のあとの都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長にのみ申請を行うことし、その旨を都道府県等及び関係機関に周知する。	--	小児慢性特定疾患の指定医の指定の申請(施行規則7条の10第1項)については、民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号)により割引を行なう医療機関のあとの都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長にのみ申請を行うこととする改正を行なう。(令和3年12月27日公布、令和4年4月1日施行)とともに、令和4年3月17日付けて「小児慢性特定疾患指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)の改正通知を発出した。	【厚生労働省】民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年厚生労働省令第201号) 【厚生労働省】小児慢性特定疾患指定医の指定について(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_168">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_168</a>	厚生労働省健康局難病対策課
5【環境省】 (10)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (i)大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【環境省】 (12)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) (i)大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、測定地点数の算定の合理化を図ることにより、地域の実情に応じて測定地点数を削減することを可能とする。	大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視(26条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定地点数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定地点数に係る基準の緩和について検討し、通知した。	【環境省】「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_170">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#3_170</a>	環境省水・大気環境局大気環境課

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	申別 管理	分野 の属性	提案団体 の属性	関係府省	提案 事項 (題目)	提案方合 規則	提案事項 の概要	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案中における最終的な 選択結果(確定案)	
R3	171	06_環境・衛生	都道府県 埼玉県、川越市	環境省	B_地方 に対する 規制緩和 法第22条の規定に基づく大気汚染の状況に応じた大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について	大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視の測定局地點数の算定方法の見直し	大気汚染防止法第22条の規定に基づく常時監視に付随する事務の処理基準について、都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定局地點数の見直し	（現行制度）大気汚染防止法において、都道府県は大気の汚染の状況を常時監視し、その結果を国に報告することが規定されている。都道府県は、国の事務処理基準に基づき、常時監視のための望ましい測定局地點数の水準を決定。国へ報告することが求められているが、当県における直近過去10年間の年平均値は、環境基準よりも大幅に低い値を維持している。（令和元年度の県平均値:0.001pm）国が定めた事務処理基準では、環境濃度レベルによる測定局地點数を削減できることになっているが、それでも当県の測定局地點数は多く、自動測定機及び局舎の更新、業務委託による維持管理などを実施する費用は人件費の高騰があり、年々上昇し、2018年度以降は県実施分のみで費用が増加しているほか、システム改修の際にはさらに経費を要するなど非常に高額となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>		
R3	172	12_その他	中核市 豊田市	総務省	B_地方 に対する 規制緩和 地方自治法第294条	地方自治法の改正による財産区の廃止分合・区域変更に係る要件の緩和	地方自治法第294条において、財産区が成立するには、從前から財産等を有する場合又は市町村の廃止分合若しくは区域変更の場合はと認められるものも、廃止分合に係る区域変更に限られた部分を改正し、既存の財産区が合併できるようになる。	平成17年度に財産区合併した町には13の財産区があり、地区内に存する18の自治区（町内会）、自治会などに相当する地域団体の当該における呼称と区域を同一としているため、財産区民の自治権は二アーバン（市町村）の呼称になっている。当該町内会は、市町村の区域に跨る区域であるため、財産区民（住民）の「お役所」としての立場から森林の伐採や林業の開拓等が行われる。財産（森林）の運営管理によっては、財産区民（住民）の立場から、山間地域の活性化（森林・農業・観光）において、平成17年の市町村合併によって15人となり、あつた人口は2月には2,205人、高齢率は16%と見事、49%にになっている。このような状況においては財産区の財産は、地代が底堅いといわばならない。なお、地区的中心部に近い区などは、市の平均年齢が低かっただけでなく、ダムなど大規模な施設を有している区は財産の収入があつたり、13の財産区の扶養（人口・年齢構成、財務状況等）は大きく異なっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>		
R3	173	12_その他	中核市 豊田市	総務省	B_地方 に対する 規制緩和 公職選挙法第92条、第268条、 地方自治法第295条、第296条	公職選挙法において財産区議会議員の選舉は、地方自治法第95条の規定による条例で規定するものと除外され、この法と中町村の議會の選舉に関する規定を適用する記載（15万票の供託が必要があるが、財産区については適用を除外）	公職選挙法において財産区議会議員の選舉は、地方自治法第95条の規定による条例で規定するものと除外され、この法と中町村の議會の選舉に関する規定を適用する記載（15万票の供託が必要があるが、財産区については適用を除外）	（町村の議員の選舉と同様に15万票の供託が必要）当該市町村において実施された令和元年財産区議会議員選舉は、全財産区（12財産区、議員数78名）で無投票だった。（平成17年以降5回の議員選舉が実施されているが、すべて無投票という結果になってしまった。）供託を行った際に、立候補者に多くの労力が必要となることや、年間の議員報酬を大きめの金額を負担することか、供託に伴う負担が軽減できないかという声が多く上がった。そのような状況下で、高齢化により財産区議会議員の扱い手不足で困っていることが危惧されおり、供託を義務付ける必要性に疑問がある。	-		
R3	174	12_その他	中核市 豊田市	総務省、法務省	B_地方 に対する 規制緩和 住民基本台帳法第30条の6	住民基本台帳法第30条の6に定める、住民基本台帳における住民登録カード一式とシール式で開闢可能な項目に「戸籍の情報」を追加する。	住民基本台帳法第30条の6に定める、住民基本台帳における住民登録カード一式とシール式で開闢可能な項目に「戸籍の情報」を追加する。	地方自治法第9条の2における相続による住民票（除票）の申出を可能にする規制緩和の追加	地方自治法第9条の2における相続による住民票（除票）の申出を可能にする規制緩和の追加	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>	
R3	175	12_その他	町 三宅町、浜松市 内閣官房、財務省	B_地方 に対する 規制緩和 地域再生法（平成17年法律第2号）、第13条の2、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条、別記様式第3、まち、ひと、ごと創生支援策実施用事業に関するQ&A（第9版）<事業実施用事業実況報告書編>（2018年12月26日発行）規則（昭和76年法律第66号）第16条、法人税法（昭和40年法律第34号）第1条	地方再生支援策（企業版ふるさと納税）による物品の寄附について、寄附額の算定方法、および寄附物品の取り扱い方法等手続きを明確化すること。	地方再生支援策（企業版ふるさと納税）による物品の寄附について、寄附額の算定方法、および寄附物品の取り扱い方法等手続きを明確化すること。	地方再生支援策（企業版ふるさと納税）において、事業者は金銭ではなく、物品による寄附の申出があったが、寄附額（物品の額額）を算定する基準等が示されていなかったため、寄附の額を証する書面の作成に対する苦慮であった。そのため、物品の価値を算定する必要があり、物品による寄附の受け方に支障が生じている。なお、寄附物品の受取額の取扱いについては、そもそも不明瞭であり、かつ、寄附の方法（一般寄附と企業版ふるさと納税での寄附）によって取扱いが異なるが不明瞭であるため、活用方法に苦慮している。（例えば、企業版の地方創生支援策の物品の寄附が出された場合に、金銭と一致せず、一般寄附ではなく、地方創生支援策での寄附として受領していく。また、地方創生支援策での寄附に対しては、例えば、育児用品を実際に届けた場合において、町村の施設により実績報告書（子育て支援）以外での活用（災害時の配布等）へ修正ができるのか。また、活用時期について、受領した年度内ですべてを活用しきれないのか、または翌年度での活用もできるのかなどの取扱い方法が不明瞭であり、苦慮している。）	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>			
R3	176	03_医療・福祉	都道府県 広島県、中国地方知事会、宮城県、広島市	厚生労働省	B_地方 に対する 規制緩和 保健師助教導師看護師法第33条、 保健師助教導師看護師法施行規則第3号様式	保健師等の業務従事状況に係る届出の見直し	保健師等の業務従事状況に係る届出の見直し	（参考）調査対象数：約45,000人／2年 業務委託料：約1,000千円／2年	現状、本届出については本人⇒就業先⇒市町⇒県の流れで取りまとめて、最終的には県が確認・集計作業を行っている。 ①本人からではなく就業先からの届出を可能すること ②電子での届出も可能であること	現状、本届出については本人⇒就業先⇒市町⇒県の流れで取りまとめて、最終的には県が確認・集計作業を行っている。 ①本人からではなく就業先からの届出を可能であること ②電子での届出も可能であること	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>
R3	177	06_環境・衛生	都道府県 広島県、宮城県、広島市、愛媛県	環境省	B_地方 に対する 規制緩和 土壤汚染対策法第4条第1項、 土壤汚染対策法施行規則第23条	土地の埋削等を行なう場合の届出の終り書類の削減	土地の埋削等に係る事前届出の添付書類のうち、同届出については特定有室物質による汚染の状況に関する調査を命ぜる場合のみ提出されることとする。	土地の埋削等を行なう場合の届出の終り書類の削減	土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出は全都道府県で年間1万件程度であるが、調査命令が発せられるのはその内1%程度であり、大多数の届出においては同意書が活用されることはない中、事業者から排出している状態である。山林における大規模開発等において、土地の所有者が複数いる場合、相続がされていないために土地の管理者と登記上の所有者が一致せず、関係人の調整等に時間を使う事案が多発しており、同意書の微積が届出者の大きな負担となっている。また、届出を受け付ける地方公共団体において、土壤汚染状況調査対象外の事案について、同意書が提出されないことにより、届出の手続きの完了に時間を使う状況がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>	
R3	178	08_消防・防災・安全	都道府県 広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会	経済産業省	B_地方 に対する 規制緩和 高圧ガス保安法第5条第1項第1号、第8条、第14条、第20条、 液化石油ガス保安規則第9条余 分の液化石油ガスの確保及び正 常化による適正化に関する法律 第37条の4、ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律 施行規則第64条、第72条	バルクローー（LPガスの運搬車）の許可等について、液石法上の許可を受けた場合には、高圧法上の許可を不要とすること ※液石法：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化による法律 ※高压法：高压ガス保安法	バルクローー（LPガスの運搬車）の許可等について、液石法上の許可等に係る基準は同一であるにもかかわらず、充てん先の用途に応じて、両法の許可等を個別に受けが必要があり、それぞれに手数料が必要となる等、事業者にとっては事務的・経済的な負担が増加する。	大部分のバルクローーは、高压法による移動式製造設備としての許可等と、液石法による充てん設備としての許可等を受けている。 高圧法による許可等に係る基準は同一であるにもかかわらず、充てん先の用途に応じて、両法の許可等を個別に受けが必要があり、それぞれに手数料が必要となる等、事業者にとっては事務的・経済的な負担が増加する。	高圧法：高压法 ※液石法：液石法 ※高压法：高压ガス保安法 （2年実績、処理能力50,000m³/台の場合） 新規許可・完済検査 計：36,750円 変更許可・完済検査 計：24,500円 <液石法手数料> 新規許可・完済検査 計：64,000円 変更許可・完済検査 計：44,000円	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>	
R3	179	06_環境・衛生	都道府県 広島県、宮城県	国土交通省	B_地方 に対する 規制緩和 都市計画法、下水道法	下水道事業計画の協議並びに都市計画法に基づく下水道事業計画の協議、及び都市計画法に基づく下水道に関する都市計画事業の認可に係る提出資料の簡素化	下水道法に基づく下水道事業計画の協議並びに都市計画法に基づく下水道事業計画の認可に係る提出資料の簡素化	下水道事業を運営するにあたり、下水道法に基づく下水道事業計画の協議、及び都市計画法に基づく下水道事業計画の認可に係る提出資料の簡素化	下水道事業計画の協議手続に関する資料…900万円 都市計画事業の手続に関する資料…150万円～200万円	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>	
R3	180	12_その他	都道府県 広島県、宮城県、三重県、広島市、中国地方知事会	デジタル 〒、外務省	B_地方 に対する 規制緩和 旅券法第3条、第8条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項、第20条第2項、第21条の3、デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）	旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、分種改革の進展機に、「身近な窓口を」ご利用できるようにするために、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができる等の最優秀標準化が推進される。また、デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）において、こうしたこれまでの地方公共団体の住民サービスの利便性向上のための取組成果が電子申請を利用できるようになるなど、地方の取組が後退しないシステム設計とすること。	旅券事務について、現在、電子申請の導入に向けた検討が進められているが、各県では、分種改革の進展機に、「身近な窓口を」ご利用できるようにするために、住民に身近な市町村窓口で申請・交付ができる等の最優秀標準化が推進される。また、デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）において、こうしたこれまでの地方公共団体の住民サービスの利便性向上のための取組成果が電子申請を利用できるようになるなど、地方の取組が後退しないシステム設計とすること。	現在、国ではデジタルガバメント実行計画に基づく旅券窓口における旅券申請の導入を検討している。（旅券申請の際は旅券窓口に出頭が必要。シグネル導入後は窓口出頭義務は課せられ予定。） 旅券事務は都道府県の法定託事務であるが、国民の1/4が旅券を所持する事務などを踏まえ、多数の都道府県が分種改革の進展機に、身近な窓口である市町村への移転（35都道府県902市町村）、更には移転機の一部（当県など4県）では県民が住所地のみならず県内全ての市町村窓口を利用できるようにするなどの地方独自のサービス拡充に努めている。 窓口の自由選択などの利便性向上のための取組成果が電子申請を利用できるようになるが、外務省が構築しようとしている電子申請システムが居住市町村においてのみ申請が可能となった場合、住民サービスの進歩が妨げられる可能性がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>		

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年)におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【環境省】 (4)大気汚染防止法(昭43法97)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【環境省】 (2)大気汚染防止法(昭43法97) (3)大気汚染防止法の暫定規制(22条1項)に関する事務の処理基準については、測定局数の算定方法の合理化などにより、地域の実情に応じて測定局数を削減することを可能とする。 【措置済み(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)】	大気の汚染の状況の常時監視(22条1項)に関する事務の処理基準については、地域の実情に応じて測定局数を削減できるよう、関係者の意見を踏まえつつ、測定局数に係る基準の緩和について検討し、通知した。	【環境省】「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」及び「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」の一部改正について(令和4年3月31日付け環境省水・大気環境局長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3,171">https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3,171</a>	環境省水・大気環境局大気環境課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【内閣官房(3)】【内閣府(8)】【財務省(7)】 法人税法(昭40法34)及び地域再生法(平17法24) 地方創生応援税(企業版ふるさと納税)については、寄附物品の価額の算定の考え方及び寄附物品受領後の取扱いに際し、地方公共団体に令和4年中に文書で周知する。	—	地方創生応援税(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きについて明確化する事務連絡を発出するとともに、「まち・ひと・しごと創生寄附用事業に関するQ&A」の改訂を行った。	【内閣官房】「内閣府」「地方創生応援税(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きについて」(令和4年11月14日付け内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進事務局連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3,175">https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3,175</a>	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 内閣府地方創生推進事務局
5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出を可能とするとともに、オンラインによる届出に上り都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築することについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【厚生労働省】 (16)保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)及び歯科技工士法(昭30法168) 保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出については、オンラインによる届出について、令和4年12月から運用を開始する。 —	令和4年の業務從事者届出から、医療從事者届出システムを通じて、インターネットによるオンライン届出が可能なところだ。 なお、当該届出により都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みについては、令和4年衛生行政報告例(提出期限:令和5年2月末日)の報告書を保健師助産師看護師法(33条)、歯科衛生士法(6条3項)及び歯科技工士法(6条3項)に基づく届出に上り都道府県が取得した情報を衛生行政報告例の報告様式に移送する仕組みを構築し、令和4年度中に運用を開始する。 —	【厚生労働省】「令和4年における保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務從事者届出について」(令和4年10月21日付け厚生労働省医政局看護課長通知) 【厚生労働省】「令和4年歯科衛生士及び歯科技工士の業務從事者届出について」(令和4年11月4日付け厚生労働省医政局歯科保健課長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3,176">https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3,176</a>	厚生労働省医政局看護課、歯科保健課、政策統括官付参事官付行政報告統計室
5【農林水産省(17)】【環境省(12)】 水質汚濁対策法(平14法53) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則第23条2項の2)については、都道府県等の実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であるとの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担軽減の観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【農林水産省(12)】【環境省(15)】 土壌汚染対策法(平14法253) 一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書については、都道府県等の実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であるとの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担軽減の観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書については、都道府県等の実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であるとの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担軽減の観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	【環境省】土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令(令和4年3月24日付け環境省令第6号) 【環境省】「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令及び汚染土処理業に関する省令の一部を改正する省令について」(令和4年3月24日付け環境省令第2202212号環境省水・大気環境局長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3,177">https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3,177</a>	環境省水・大気環境局土壤環境課
5【経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) バーリング(引受け)に関する移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)及び充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項)等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【経済産業省】 (1)高圧ガス保安法(昭26法204)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149) バーリング(引受け)に関する移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)及び充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項)等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	令和4年12月6日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正を行って、バーリング(引受け)に関する移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)及び充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149))に係る手続のうち、充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項)等に係る審査結果を利用するものについて、手数料を引き下げた。(施行日:令和4年1月1日) また、バーリング(引受け)に関する事務の運用の考え方(事務手続の合理化等)について地方公共団体に通知した。(20240219保局第1号)	【経済産業省】「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(平成12年政令第16号)の一部改正を行って、バーリング(引受け)に関する移動式製造設備としての製造の許可(高圧ガス保安法5条1項)及び充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭42法149))に係る手続のうち、充てん設備の許可(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項)等に係る審査結果を利用するものについて、手数料を引き下げた。(施行日:令和4年1月1日) また、バーリング(引受け)に関する事務の運用の考え方(事務手続の合理化等)について地方公共団体に通知した。(20240219保局第1号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3,178">https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3,178</a>	経済産業省産業保安ガスマサニセイセイ室 経済産業省産業保安ガスマサニセイセイ室安全室
5【国土交通省】 (12)下水道法(昭33法79)及び都市計画法(昭43法100) 一般券の発給の申請及び交付又は焼失の届出に係る事務(3条1項及び17条1項)については、令和4年度からオンラインによる申請等を可能とするに当たり、可能な限り都道府県や事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)に基づき委託を受けた市区町村の事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、オンライン申請等に係るシステムの構築に努める。	—	下水道法に基づく事業計画の協議及び都市計画事業の認可申請に係る提出書類については、電子的な手段による提出が可能であることを明確化し、地方整備局及び地方公共団体に通知した。	【国土交通省】下水道法に基づく事業計画の協議等において提出する書類の取扱いについて(技術的助言)(令和3年11月1日付け国土交通省水管・国土保全局下水道部下水道事業課長通知) 【国土交通省】「下水道事業の認可等における提出する申請書等の取扱いについて(技術的助言)(令和3年11月1日付け国土交通省都市局都市計画課長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3,179">https://www.aoa.go.jp/bunkensushin/teainbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3,179</a>	国土交通省水管・国土保全局下水道部下水道事業課、都市局都市計画課
5【デジタル庁(3)】【外務省(2)】 旅券申請の審査の申請及び紛失又は焼失の届出に係る事務(3条1項及び17条1項)については、令和4年度からオンラインによる申請等を可能とするに当たり、可能な限り都道府県や事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)に基づき委託を受けた市区町村の事務の執行に支障を来さないよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、オンライン申請等に係るシステムの構築に努める。	—	都道府県との意見交換会を実施しつつ、碧熟(操作テスト)等を令和5年1月に実施。令和5年3月27日より電子申請の運用を開始した。	—	—	デジタル庁国民向けサービスグループ 外務省領事局旅券課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【文部科学省】 (10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 公立学校設置整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化ため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月文部科学大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	地方公共団体の申請事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」の内容を充実させる改訂を行い、令和4年3月31日付け事務連絡で地方公共団体に周知した。 【文部科学省】「財産処分手続ハンドブック」の改訂について(令和4年3月31日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課振興地域協事務連絡) 【文部科学省】財産処分手続ハンドブック(令和4年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)	—	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_182	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
5【国土交通省】 (7)離島振興法(昭28法72) 離島活性化交付金の防災機能強化事業については、地方公共団体での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、災害時の確実な利用に影響を及ぼさないと認められる場合に限り、非常用電源設備を平常時に利用することを可能とし、地方公共団体に令和3年度中に通知する。	—	離島活性化交付金の防災機能強化事業については、災害時の確実な利用に影響を及ぼさないと認められる場合に限り、非常用電源設備を平常時に利用することを可能とし、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】令和4年度離島活性化交付金事業の要望調査について(令和3年12月24日付け国土交通省国土政策局離島振興課事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_183	国土交通省国土政策局離島振興課
5【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45 法137) 廃棄物の焼却禁止(16 条の2)については、その例外である同条3号に掲げる場合においても必要に応じて、措置命令(19 条の4第1項)その他行政指導等を行うことが可能であることと、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)】	—	廃棄物の焼却禁止については、その例外である場合においても必要に応じて、措置命令その他行政指導等を行うことが可能であることを地方公共団体に通知した。	【環境省】廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に基づく廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の適用について(通知)(令和3年11月30日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_184	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (5a)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則52条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長について は、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (5a)介護認定審査会における審査及び判定(27 条4項及び32 条3項)に係る事務については、市区町村における事務の実態を踏まえつつ、社会保障審議会の意見を聴いた上で市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、令4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (31)介護認定審査会における審査及び判定(27 条4項及び32 条3項)に係る事務については、市区町村(特別区を含む。)の要介護認定の公公平性・医学的妥当性を確保するこれが困難にあることから、慎重に考える必要がある。 一方、保護者が審査の簡素化に取り組むことができるよう、事例を收集・周知することが適当である。 また、介護認定審査会における審査等を簡素化するといつ困難であるが、今後の要介護認定審査業務の参考となる。具体的にどのような審査を簡素化していくかの事例を収集し、介護認定審査会の簡素化に関する取組事例を地方公共団体に通知した。 【措置済み(令和5年5月8日付け厚生労働省老健局老人保健課課務連絡)】	令和4年12月20日付け「介護保険制度の見直しに関する意見」(社会保障審議会介護保険部会)が取扱いめられ、意見書において、 ・公正な立場にある専門家の合意による審査を行わない場合、要介護認定の公平性・医学的妥当性を確保するこれが困難にあることから、慎重に考える必要がある。 一方、保護者が審査の簡素化に取り組むことができるよう、事例を收集・周知することが適当である。 また、介護認定審査会における審査等を簡素化するといつ困難であるが、今後の要介護認定審査業務の参考となる。具体的にどのような審査を簡素化していくかの事例を収集し、介護認定審査会の簡素化に関する取組事例の周知について(令和5年5月8日付け厚生労働省老健局老人保健課課務連絡)を地方公共団体に対して発出し、周知を行った。	【厚生労働省】「介護認定審査会の簡素化に関する取組事例の周知について」(令和5年5月8日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_187	厚生労働省老健局老人保健課
5【法務省(6)】 【国土交通省(10)】	—	施行令41条及び42条1項に規定する要件の審査に係る市区町村の事務負担を軽減するため、市区町村長の証明事務において、宅地建物取引業者が発行する確認書を活用できることとし、その旨を地方公共団体及び宅地建物取引業者の業界団体に通知した。	【国土交通省】住宅用家の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市区町村長の証明事務の実施について(及び住宅用家の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市区町村長の証明事務の適切な実施について)の一部改正について(令和6年4月1日付け国土交通省住宅局長通知) 【国土交通省】住宅用家の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る宅地建物取引業者の事務について(依頼)(令和6年4月1日付け国土交通省住宅局長通知)	https://www.ao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_188	法務省民事局民事第二課 国土交通省住宅局住宅経済・法制課
—	—	—	—	—	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局	
5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (34)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長について は、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—	
5【厚生労働省】 (56)保育所等利用待機児童数調査 (34)新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間(施行規則38条)及び要支援認定有効期間(施行規則52条)の延長について は、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	10月1日時点における保育所等利用待機児童数調査については、地方公共団体等の事務負担を軽減するため、令和3年度調査から全国集計を行わないこととし、その旨ホームページにて周知した。	厚生労働省】保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)及び「子育て安心プラン」「新子育て安心プラン」集計結果の概要資料(令和3年8月27日厚生労働省子ども家庭局保育課)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_191">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_191</a>	厚生労働省子ども家庭局保育課	
5【内閣府】 (16)子ども・子育て支援法(平24法65) (14)特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)の利用に関する事項において、特定子ども・子育て支援提供者(30条の11第3項)以下の事項において「提供者」というが、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)から施設等利用費(30条の2)の支払を受ける場合については、提供者及び市町村の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とし、その旨を地方公共団体に周知する。	—	特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)の利用に関する事項において、特定子ども・子育て支援提供者(30条の11第3項)以下の事項において「提供者」というが、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)から施設等利用費(30条の2)の支払を受ける場合については、関係府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とするとともに、その旨地方公共団体に通知を発出し、周知を行った。	内閣府】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第25号) 【内閣府】「子ども・子育て支援法」の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府令第25号) 【内閣府】「子ども・子育て支援法」の一部改正について(通知)(令和4年3月31日付け内閣府令第25号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_192">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_192</a>	内閣府子ども・子育て本部	
5【文部科学省】 (10)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認手続のうち、包括承認事項に関する申請事務については、地方公共団体の事務の効率化のため、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」の内容を充実させ、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	地方公共団体の申請事務の効率化に資するよう、「財産処分手続ハンドブック」の内容を充実させる改訂を行い、令和4年3月31日付け事務連絡で地方公共団体に周知した。	【文部科学省】「財産処分手続ハンドブック」の改訂について(令和4年3月31日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課振興地域係事務連絡) 【文部科学省】「財産処分手続ハンドブック(令和4年3月文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_193">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_193</a>	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課	
5【総務省(9)】【国土交通省(14)】 住民基本台帳法(昭42法81) (1)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 ・個人調査法(昭26法180)に基づき、地方公共団体が地籍調査(同法2条1項3号)の実施に関する事務を処理する場合	—	国土調査法(昭26法180)の規定に基づく、地域調査の実施に関する事務について、地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認情報の提供を受けることができる事務とする住民基本台帳法(昭42法81)の改正に含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律を第208回閣議に提出した。 また、令和4年8月19日に住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定めたる省令(平成14年総務省令第13号)を改正(令和4年8月20日施行)するに伴い、事前に国土交通省の各都道府県地籍調査担当部局にて通知を発出し、国土調査において住民基本台帳ネットワークシステムの活用が可能となる旨を周知した。	【総務省】住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(令和4年8月19日付け総務省令第55号) 【国土交通省】地籍調査における住民基本台帳ネットワークシステムの活用について(令和4年8月19日付け総務省令第265号) 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_194">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_194</a>	総務省自治行政局住民制度課 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課	
—	—	—	—	—	—	
5【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) 都道府県が漁業調整規則の制定及び改正(漁業法57条4項及び119条2項並びに水産資源保護法4条1項)に当たって参考とする都道府県漁業調整規則例(令2水産厅長官)については、都道府県の円滑な事務の実施に資するよう、その解釈を明確化し、改めて都道府県に令和3年度中に周知する。	—	令和4年3月15日に開催された海区漁業調整委員会専門会議を開催し終合において、参加した都道府県職員(約140名)に対して、都道府県漁業調整規則例の解釈について説明をするとともに、都道府県漁業調整規則の認可に係るプロセスについて改めて周知を図った。	【森林水産省】都道府県漁業調整規則例について(令和4年3月15日水産庁資源管理部管理調整課会議資料)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_196">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_196</a>	水産庁管理調整課	
5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (1)地方創生推進交付金について、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。	—	(1)国会での予算審議状況や、内示後の交付申請に係る作業に関する情報を事前に地方公共団体にメールで周知した(令和4年2月25日)。	—	—	内閣府地方創生推進事務局	
5【厚生労働省】 (3)児童扶養法(昭22法164)及び水産資源保護法(昭26法313) 都道府県が障害福祉規則の制定及び改正(児童扶養法57条4項及び119条2項並びに水産資源保護法4条1項)に当たって参考とする都道府県障害福祉規則例(令2水産厅長官)については、都道府県の円滑な事務の実施に資するよう、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	＜令5＞ 5【(1)】家庭厅(4)(i)【厚生労働省(3)(i)】 児童扶養法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(昭88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりである。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等規制改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長の方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・この記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。	令和5年6月19日に、障害(児)福祉計画について、 ・3年を一期として作成するところを基本とし、都道府県及び市町村が地域の実情や、 ・障害改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定をすること。 ・サービスの見込み数以外の活動目標について、地方公共団体の実情に応じて任意に定めること。 ・可能とする告示の改正を行い、当該改定内容について地方公共団体に周知した。 また、令和5年6月30日に、障害(児)福祉計画に定めるよう努めるものとしている事項を記載するか否かは、地方公共団体の判断によるものであることを明確化し、周知した。 ・計画期間については、3年を基本とし、柔軟な期間設定を可能とした。 ・この計画における任意の記載事項については、地方公共団体の実情に応じて定めることが可能であることを明確化した。 ・措置済み(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)一部改正する告示(令和5年ごども家庭厅、厚生労働省告示第1号)、令和5年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉企画課、ごども家庭厅支援局障害児支援課事務連絡)	ごども家庭厅【厚生労働省】障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について(通知)(令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉企画課長、ごども家庭厅支援局障害児支援課長通知) 【ごども家庭厅】厚生労働省】第7期障害児福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&Aについて(令和5年5月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉企画課、ごども家庭厅支援局障害児支援課事務連絡) 【ごども家庭厅】厚生労働省】第7期障害児福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成に係るQ&A(第2版)について(令和5年5月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉企画課、ごども家庭厅支援局障害児支援課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_198">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_198</a>	こども家庭厅支援局障害児支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉企画課

## 平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年 度	年別 管理 番号	分野	提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 方	規制緩和 等	規制緩和等	提案事項 の内容	求めらる措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案等における最終的な 審議結果(既定)
R3	199	01.土地利用(農地除く)	中核市	八王子市	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	市街化調整区域における建築物の用途変更について、床面積の合計が10㎡以下の場合は、都市計画法第43条、都市計画法施行令第35条、第36条、開発許可制度運用指針	市街化調整区域における建築物の用途変更について、床面積の合計が10㎡以上の場合は、都市計画法第43条第1項の許可を受ける必要がないこととされているが、その許可不要な規制について、現在の10㎡から、100㎡または200㎡への見直しを求める。	当市の市街化調整区域に位置する沿道集落においては、地域コミュニティの維持や地域振興を図っているが、人口減少、高齢化などの問題が顕著に表れており、当該問題を解決するため、空き家を利用し、集合住宅などへ用途を変更することが地域住民から求められている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>		
R3	200	09.土木・建築	中核市	八王子市、福島県、さいたま市、横浜市	内閣官房、厚生労働省、国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	建築基準法第85条、第87条の新規型インフレンザ等対策特別措置法第31条の2	新型コロナウイルス感染症については、その建築工事を完了した後3ヶ月間存続させることの可能であるが、特定行政庁が安全上、防護措置を講じて存続期間の延長を認めた場合に限る。	当市の新型コロナウイルス感染症の発生以降、全国的に隔離診察施設やPCR検査棟などの応急仮設建築物が設置されていると認識しているが、存続期間が最長2ヶ月であることから、早ければ令和4年夏には許可期限を超過することとなる。コロナ禍の収束時期が遅れると、応急仮設建築物について2年5ヶ月を超えて設置できない場合は、全国で支障が生じる可能性がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>		
R3	201	03.医療・福祉	中核市	八王子市	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	児童手当法第18条、同第19条、同第26条、児童手当法施行規則第1条の4第2項	児童手当法第18条及び第19条で使用する被用者数による統計数値の活用	児童手当法第18条及び第19条で使用する被用者数による統計数値の活用規則による情報連携の仕組みによる統計数値の活用	児童手当の認定請求書等の提出については、マイナンバーによる保険情報の情報連携により書類添付の省略が可能となっているが、児童手当法第18条の費用負担及び同法第19条の授出金を算出するために行っている被用者・非被用者区分の確認(出生日・毎年6月1日の加入保険及びマイナンバー)による保険情報の情報連携開始により、被用者・非被用者区分の確認は、国において、システムによる確認が可能となつたため、市が個人情報を個別に確認し必要な数字を算出するのではなく、国がシステムを利用し、統計情報として算出をして頂きたい。	-	
R3	202	03.医療・福祉	中核市	八王子市、福井市	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	児童手当法第7条第3項、第8条第3項	児童手当制度における「住所を変更した日」に対する回答について(昭和47年2月18日付児手第20号厚生労働省課長通知)	児童手当制度における「住所を変更した日」は、原則として住所異動の確定日(見返し)を軸に予定日から住戻しの確定期を算定する(転入した日)に改める。(具体的には、児童手当法第8条第3項における「住所を変更した日」は、原則として住所異動の確定日を基礎とし、転出予定日後、実質期間転入実績が合わない場合のみ、調整の上、職権で転出予定日に対する給付資格を消滅するなどされた)。	現行の児童手当制度において「住所を変更した日」は、原則として転出予定日は、転出元の自治体での把握している情報であり、転入先の自治体では把握することが出来ないため、紙ベースの連絡書(各家庭で手作業で行っている場合)や電話会話により転出予定日を確認されなければならない。現在の「住所を変更した日」に関する解説は昭和47年2月18日付児手第20号厚生労働省課長通知によつて示された非常に古いものであり、住民基本台帳の異動情報が自治体間で電子的にやり取りされている現状とそぐわない。行政処理の合理化を図るために転出予定日を算定するときから、原則として「転出照会」が可能な情報(自治体が住民基本台帳ネットワークシステムで確認できる情報)である住所異動の確定日(転入した日)を使用するべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>	
R3	203	06.環境・衛生	都道府県	愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、祇園町、内子町、伊方町、佐田岬町	農林水産省、環境省	B. 地方に対する規制緩和	土壤汚染対策法第4条第1項、土壤汚染対策法施行規則第23条第2項	土地の形質変更による対象面積(千㎡)を超過する事業地区について、土壤汚染対策法(以下、法)第4条第1項に基づき届出を行わなければ、土壤汚染対策法施行規則(以下、規則)において、届出者が土地の所有者等の同意書を提出するよう規定されているが、近年相続による関係人調査等に時間を要する事案が多発しており、届出に時間が要する大きな要因となっている。	土地の形質変更の対象面積(千㎡)を超過する事業地区について、土壤汚染対策法(以下、法)第4条第1項に基づき届出を行わなければ、土壤汚染対策法施行規則(以下、規則)において、届出者が土地の所有者等の同意書を提出するよう規定されているが、近年相続による関係人調査等に時間を要する事案が多発しており、届出に時間が要する大きな要因となっている。各地方改良事業を実施する農業振興地域では、土地利用の制限がかかるから、これまで同様において所有者負担による汚染状況調査が必要な場合(法第4条第4項)に無く、使用しない同意書の提出を要する場合が多発しているのが現状である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>		
R3	204	12.その他	都道府県	愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、伊方町、佐田岬町	消費者庁	B. 地方に対する規制緩和	消費者基本法第9条、消費者教育の推進に関する法律第9条、第10条、地方消費者行政政策強化戦略(政策目標)	地方版消費者基本計画の化粧品の販売行為の規制(以下、規制)及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画を統合して策定することによるSCが実施する基本的な方針と消費者教育の推進に関する基本的な方針と消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針と消費者教育の推進計画等を統合して策定できることの明確化等	1 地方版消費者基本計画の策定について、国の「地方版消費者行政強化戦略2020」の政策目標の中で、「全都道府県で策定」と掲げられているが、消費者基本法には同じ計画に関する定めがなく、自治体による計画策定に当たっての明確な根拠がなく難航している。2 国の「消費生活基本計画」の実施期間(現行第4期・令和2年度～8年度)と消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間(現行:平成30年度～令和4年度)を踏まえ地方公共団体が策定することを認められる地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等について、統合して策定できるかが不明であり、また、国の計画と指針の計画期間が異なるため、地方自治体が統合した計画を策定し又は改定する上で支障が生じていることから、国において同計画の計画期間の一致も含めて検討したい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>		
R3	205	04.雇用・労働	指定都市	横浜市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	高年齢者の雇用の安定等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条第3項	超高齢社会を迎える中、高齢者の活躍支援は当市としても掲げる戦略「大きな柱(中期計画)」である。シルバーリソースセンター(以下、「センタ」という。)のあり方、人材育成・人材確保・事業の実施についての一部改正(平成16年11月30日付け厚生労働省令次官通知)	現行においても、連合からの業務移譲により、SCは契約の実施主体として就業支援業務(請負・委任・派遣・職業紹介)が可能とのことがだが、平成16年以来、連合及びSCいずれも、派遣についての業務移譲が可能と認定できていなかったため、以下の文庫が生じてきた。 【引合】(平成16年1月) 現在、各労働者派遣事業について、当市シルバーリソースセンター(以下、「当市SC」という。)が、会員募集、登録者との調整事務、契約事務など、実質的業務をすべて担っており、連合は、報告・統計業務等の形式化された業務に留まっている。平成16年の通知では、連合のみ契約当事者になれるようにして認識でき、会員や登録者にとって、不都合が生じ、市民サービスの低下を招いてきた。 【(2)【事業の非常勤化】】 現下の派遣業務主体の契約事務、取扱件数の半分以上を当市SCが占めている中で、契約事務や消費税の支払い等、個々の手続きにおいて、連合を介する必要があり、処理期間が延びるなど、非効率化が進んでいた。 【(3)【派遣事業の同一化による柔軟性・機動性の阻害】】 派遣事業が可能になってから17年が経過する中で、連合加入の各SCの事業規模や取組姿勢も大きく異なっている。現行の仕組みでは、発注者の地域特性や会員の実情及び要望を反映せながら、柔軟で機動的な派遣事業を進めることができない。契約事務を希望するSCは、原則契約の実施主体となり得ることを明記した厚生労働省の通知の発出により、連合との業務分担を見直すことが可能となる。	-	
R3	206	03.医療・福祉	指定都市	横浜市、札幌市、さいたま市、千葉市、宮崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、岡山市、広島市、北九州巿、熊本市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	特定教育・保育施設等に係る費用の額の算定について、地域の実情・上位留意事項についての算定方法の見直し	特定教育・保育施設等の定員について、地域の実情(?)における利用定員の費用の額の算定について、地域の実情・上位留意事項についての算定方法の見直し	当市が実施したアンケートでは、1歳未満乳児の保育室からの職場復帰を希望している保護者が16.2%であったが、実際には34.0%の保護者が1歳未満で職場復帰している。このような状況は、1歳児の新規受入れが年々増加と比較して非常に少ない1歳児での新規受入れが難航していることに起因していると考えられるため、当市では、保護者のニーズに合わせた受け入れ体制のため、平成30年度から定員受入れが年々増加傾向にある。2歳児の定員を減らし、2歳児の定員を増やしたり、2歳児の公定価格における基本分単価の差額分を減らすことによって、主任登録料(登録料+登録者登録料)と定員算定部の1歳児が1人以上登録する場合に適用する基本分単価を下げるなどして、費用を抑えることを図る。2歳児の公定価格と1歳児の公定価格の差額分を減らすことによって、主任登録料(登録料+登録者登録料)と定員算定部の1歳児が1人以上登録する場合に適用する基本分単価を下げるなどして、費用を抑えることを図る。2歳児の公定価格と1歳児の公定価格の差額分を減らすことによって、主任登録料(登録料+登録者登録料)と定員算定部の1歳児が1人以上登録する場合に適用する基本分単価を下げるなどして、費用を抑えることを図る。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.yosan.html</a>		
R3	207	03.医療・福祉	一般市	須坂市、長野県、飯山市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	児童福祉法第42条第2項	保育室等の居室面積に係る基準について、「診療すべき基準」から「診療すべき基準」へ変更	国制度により児童教育・保育の無償化により、子どもの数は減っているが、想定以上の保護者が保育所に入所を希望しており、既存の施設の居室面積等は不足している。保育所等の施設設備に少なからず数年の計画・建設期間を要するところから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。 (参考)須坂市における保育所等の児童数 1,277人(平成30年)→1,321人(令和3年) ※幼児保育型認定こども園の保育所部分の児童数を含む	-		
R3	208	03.医療・福祉	都道府県	岩手県、青森県、宮古市、久慈市、西和賀町、田野畠村、一戸町	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付申請書提出の変更	介護保険法に基づく地域支援事業交付金の変更交付申請書提出の変更	要更交付申請書について、「地域支援事業交付金の変更交付申請書提出の変更」は、毎年1月末までに地方厚生(支)局間に提出するものとされているが、例年、期間間隔又は期限後に変更交付申請に係る内示及び変更交付申請書の提出が指示があるため、当該申請書について要領に示された期限後の提出を余儀なくされるなど、支障が出ている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/teianbosyukokka.html</a>		



平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別	分野	関係団体の属性	地政体	関係府省	税率区分	根拠法令等	提案事項(表題名)	求める措置の具体的な内容	具的な支障事例	提案事項における最終的な実施結果(既報)	
											実施年	実施年
R3	209	06.環境・衛生	都道府県	岩手県、宮城県、秋田県	環境省	B. 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金「指導監督交付金」	循環型社会形成推進交付金「指導監督交付金」に係る交付金の算定に当たって、交付金額の規模に応じて、交付金額を算定する方法の簡略化	実は、循環型社会形成推進交付金による事業を実施する主体が自由に対して指導する権限を国から受容している。この指導監督交付金は、交付金額の算定に当たって、交付金額の規模に対して過大な事業量を要することが支障となっている。例えば、申請する際には、申請書類などを提出するが、申請書類など、所要の業務全体にかかる経費については、対象経費を抽出するのが困難である。接次分全の事業量を占める対象事業量の割合)を用いて算定す	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka_yosan.html		
R3	12.その他	都道府県	岩手県、盛岡市、宮古市、久慈市、陸前高田市、八幡平市、美郷町、西和賀町、一戸町、宮城県	内閣官房、内閣府	B. 地方に対する規制緩和	移住支援事業・マッチング支援事業について(令和2年12月22日付け内閣府規制創造推進局)	地方創生移住支援事業に係る移住支援金対象者の移住条件について、年数要件を廃止とともに、居住地要件を緩和すること。	地方創生移住支援事業における移住支援金対象者については、令和元年12月に一部要件が緩和されたが、その後、申請件数や開設件数の増加についでいる状況である。 具体的には、 ・現在定められている居住や就業に係る年数要件を廃止いただくとともに、 ・居住地・就業地要件については、 現在の「東京23区内に在住」又は「東京圏への在住か3区内への通勤」から、「東京23区内に在住」又は「東京圏への在住か3区内への通勤」に緩和いただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka_yosan.html			
R3	210	02.農業・農地	都道府県	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	農業人材強化統合支援事業(基幹人材網、新規就農者確保強化対策実施継続)	新規就農促進に係る類似事業の一本地化	農業次世代人材投資事業(準備型)と就職氷河期世代の新規就農促進事業の一本地化 対象対象者については、向農の制度をつるかことで、混乱を招くことにならぬ。また、対象主体としては、定められた実施要継の違いにより、補助金業務を各事業ごとに実行するため、年度実績が倍となっている。	—		
R3	211	01.土地利用(農地除外)	一般市	那須塩原市、猪俣市、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町	法務省、国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	国土調査法による不動産登記に関する改正案 土地調査法における現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化	土地調査の実施に当たっては、その結果を登記所に送付された際に、登記官の修正指示を既存公園と現地の乖離に係る修正を行ふこととなる。既存公園の筆者等が多発する事案が発生している。地籍公団は、地形や農地、河川沿い等での相談が年々増加傾向にある。	土地調査の実施(地籍調査)による現地に立派に記載した結果)について、既存公園(地籍調査等)との乖離を理由に沿務局の登記官からの修正指示を受け、地籍等と再調整が必要になる箇所が多い。また、立会前に判明した疑問点は、事前に登記官に相談して現地に立派に記載した結果)に対する回答をし、現地に立派に記載した結果)に対する回答を得ることで、誤解を解消する。本法の地籍の整備は沿務局の業務であるが、全国的に法務局の地籍調査設備を用いて地籍調査業務を実施している。地籍調査の迅速化・円滑な実施及びその成果の活用のため、修正指示を最小限とし地籍調査が作成される。既存公園の現地の乖離に係る修正を行うことは、法務省の立会にあたる数か月の間の準備の立会である。1回の立会で、承認する旨を記載する。既存公園の現地の乖離に係る修正を行う場合は、地籍調査の立会形態の変更が求められる。地籍調査は地権者の立会いを中心とした形態や地籍等の公団の立会等で修正していくことが目的の一つであるため、ある程度修正された形態で修正していくことが重要である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html		
R3	212	02.農業・農地	一般市	那須塩原市、さくら市、高根沢町	農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	土地改良法第96条の4、第87条の5	市町村が行う土地改良工事に基づく災害復旧工事に係る議決手続きの見直し	土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良工事に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に当たっては、当該市町村の議決の確認を経ることとなる。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様にすることを求める。	土地改良法に基づく災害復旧工事については、国や都道府県がこれまで行なっている市町村議会に同じであるにもかかわらず、議会の議決を要せずに工事計画を定めて実施できる。一方で、市町村が災害復旧工事を行う場合には、「市町村の議決の確認を経て」工事計画を定めて実施する必要があることとされている。法の準用規定に基づく災害復旧工事は、議決を経た上で災害復旧工事に着手してきたが、議会手続には1~3ヶ月を要することとされている。議会は当該工事計画における予算を議決しており、工事内容の場合は予算と審議で議論することができる。また、立会前に判明した疑問点は、事前に登記官に相談して現地に立派に記載した結果)に対する回答をし、現地に立派に記載した結果)に対する回答を得ることで、誤解を解消する。議会は当該工事計画における予算を議決しており、工事内容の場合は予算と審議で議論することができる。議決を得た後工事計画の変更についても再度議決を待つ必要があることから、迅速な災害復旧工事の観点から、市町村が行う災害復旧工事に際しても議会の議決を不要とするべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html	
R3	213	09.土木・建築	都道府県	福井県	農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	林木・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領	複数年契約を行う大規模な木造公共施設等への支援	大規模な木造公共施設等を木造で建設する場合、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では單年度契約が補助要件となっており補助対象となり難い。 県道では、特別支援学校(木造平屋、H17開校)の建築、県道の整備料として利用される県道の標準化規格に準拠して、工事期間が複数年となった。	—		
R3	214	12.その他	都道府県	福井県	内閣府	B. 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条	地域再生法に係る事務の簡素化	地域再生法第5条で定められた地域再生計画の作成を不要とすること	地域再生法第5条では、地籍再生工事に係る交付金等の申請において、交付申請と譲渡申請とに分けられており、複数年度の事業が認められているものもあり、当該申請についても複数年度事業を補助対象とする。 しかしながら実質として、地籍再生計画の記載内容、交付申請によれば交付する金額実施計画の記載内容、実施計画の作成と同時並行で作成されている。またどちらも内閣府所管であるが、交付金と地籍再生計画の窓口は異なることなどから、片方で修正指針があつた場合、整合性を図るために修正並用や差異が発生している。 なお、新型コロナウイルス感染症対応地方公債生息臨時交付金については、地域再生工事の作成を止めている。	—	
R3	215	03.医療・福祉	一般市	吉小牧市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	介護保険法第117条	介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画について、3年を1期と定めることとされているところと、3年ごとに計画を策定するとなると、計画の策定後すぐに次期計画の策定準備を進めなければならず、計画に掲げる目標を達成するための期間を1期と定めることとなる。	市町村介護保険事業計画は、介護保険法の規定により3年を1期と定めることとされているところと、3年ごとに計画を策定するとなると、計画の策定後すぐに次期計画の策定準備を進めなければならず、計画に掲げる目標を達成するための期間を1期と定めることとなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html		
R3	216	03.医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画の期間の見直し	介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画について、3年を1期と定めることとされているところと、3年ごとに計画を策定するとなると、計画の策定後すぐに次期計画の策定準備を進めなければならず、計画に掲げる目標を達成するための期間を1期と定めることとなる。	市町村介護保険事業計画は、介護保険法の規定により3年を1期と定めることとされているところと、3年ごとに計画を策定するとなると、計画の策定後すぐに次期計画の策定準備を進めなければならず、計画に掲げる目標を達成するための期間を1期と定めることとなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html		
R3	217	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国県、島根県、奈良県、京都府、兵庫県、徳島県、大阪市、堺市	厚生労働省	B. 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の運営、監修及び運営に関する基準(平成11年3月31日付厚生労働省令第57号)第55条第2項	管理栄養士による居宅生活改善指導の普及に向けた基準の見直し	在宅の要介護者に対して、適切な栄養管理を行い、自立支援・重度化防止を推進するため、「薬局にて活動する要介護者に対する栄養管理指導の実施」を可能とする。 要介護者に対する栄養管理指導は、要介護者に対する栄養管理の難しさから、薬局の業務負担が大きくなることから、市町村が実施する施設等に関する3年ごとに定め、介護給付等費用削減等に適用化に關する取組。その他の市町村が実施する施設等に関する3年ごとに定め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見直し並びに算定並びに介護保険の設定は、介護保険改定にあわせ3年ごとに市町村介護保険事業計画の見直しとして行うこと。	医療機関等の管理栄養士は、居宅介護実施指導を実施する者には、居宅介護実施指導が実施できないものとされている。 その結果、地域における在宅の要介護者に対する栄養管理の難しさから、薬局の業務負担が大きくなることから、市町村が実施する施設等に関する3年ごとに定め、介護給付等費用削減等に適用化に關する取組。その他の市町村が実施する施設等に関する3年ごとに定め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見直し並びに算定並びに介護保険の設定は、介護保険改定にあわせ3年ごとに市町村介護保険事業計画の見直しとして行うこと。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html	
R3	218	07.産業振興	都道府県	鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	農林水産省	B. 地方に対する規制緩和	農林地域への薬草の導入の促進等に関する法律第4条	農林地域への薬草の導入本計画の抜本的な見直し	実質的に都道府県が策定が義務付けられている農林地域等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によるいきなり都道府県、市町村が各計画を策定することになったが、都道府県は基本計画を望む姿勢でデザインしていくべきだと見直しを行った。そのため、都道府県は、農林地域の具体的なニーズに基づき、この度20年以上ぶりに基本計画を変更しなければならなくなつたが、基本計画の存在意義等が低下する中であつて、関係機関との調整や個々の同意等議論など、計画変更に要する過大な事務負担が生じる現状にあつた。	農林地域への薬草の導入本計画の見直しを行つた。そのため、都道府県は、農林地域の具体的なニーズに基づき、この度20年以上ぶりに基本計画を変更しなければならなくなつたが、基本計画の存在意義等が低下する中であつて、関係機関との調整や個々の同意等議論など、計画変更に要する過大な事務負担が生じる現状にあつた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html	
R3	219	06.環境・衛生	都道府県	鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県	環境省	B. 地方に対する規制緩和	気候変動適応法第12条	環境分野における各種計画策定の統廃合	気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策法」といいます)と、気候変動適応法の規制緩和等による環境分野の統廃合等に関する法律(以下「第3章環境教育等による環境分野の統廃合等の促進に関する法律第8条」)。	都道府県では、環境の具体的な問題及び問題に対する基本方針を定め、環境基本法第36条が求める環境保全のための必要な施策を総合的かつ計画的に実施する。 しかし、環境基本法と同様に、目標が重複するため、環境分野の統廃合等が実現されづらい現状である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html	
R3	220	01.土地利用(農地除外)	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、堺市、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合	国土交通省	B. 地方に対する規制緩和	国土調査法第6条の3第2項	法規上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態を踏まえ、廃止すること。	都道府県が定める地籍調査事業計画について、市町村(市町村)ごとの調査面積と調査手数などの詳細な記載を求められ、市町村等の事業主体が策定する地籍調査事業実施計画とほぼ同一の内容を定めることによって、市町村調査の実施にかかる規制がなく、軽微な変更を含む全ての変更が法令に基づかない手続きとなつて現状にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2021/teianbosyu_kekka.html		

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国担当部局
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【法務省】(3)【国土交通省】(3)【(ii)】 国土調査法(昭和法180) 地籍調査(2条1項3号)について、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・地籍調査における筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を、法務局及び地方法務局並びに地方公共団体に令和3年度中に通知する。 ・上記通知については、運用状況や関係者の意見等を踏まえつつ、随時見直しを図ることとする。	—	地籍調査(2条1項3号)について、円滑な実施を図るため、地方公共団体と法務局及び地方法務局の連携を促進するとともに、地方公共団体の作業の効率化を図り事務負担を軽減するため、地籍調査における筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を通知した。	【法務省】地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(通知)(令和4年3月23日付け法務省民事局民事第二課長通知) 【国土交通省】地籍調査の実施主体に対する登記官の助言等について(令和4年3月23日付け国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_212">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_212</a>	法務省民事局民事第二課 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課
5【農林水産省】 (2)土地改良法(昭和法195) (i)市町村(特別区を含む)が災害又は突発事故被害のため急速に行う土地改良事業(96条の4第1項において準用する87条の5第1項)については、その応急工事計画に係る議会の議決を不要とするなど、都道府県と同様の手続とする。	—	第208回国会に提出した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関する法律」(昭和4年法律第195号)を一部改正(令和4年法律第41号)。	【農林水産省】土地位改良法に基づく市町村が行う復旧事業等の手続の見直しについて(令和4年6月1日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課課長補佐、防災課課長補佐、水資源課課長補佐通知) 【農林水産省】土地改良法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第40号)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_213">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_213</a>	農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
5【厚生労働省】 (4)介護保険法(平成法123) (i)介護保険事業計画(111条1項及び118条1項)については、効率的かつ効果的な介護施設の推進に資するよう、地方公共団体における事業の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な方針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令5> 5【厚生労働省】 (i)介護保険法(平成法123) (ii)介護保険事業計画(111条1項及び118条1項)については、効率的かつ効果的な介護施設の推進に資するよう、地方公共団体における事業の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な方針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	当該計画の効率的な作成に資するよう、複数の手引や報告書に記載されている計画作成・進捗管理の手法等を改めて整理した手引の作成や、調査の集計・分析に係る負担軽減のための自動集計ツールの作成・改修を行った。当該計画に記載する目標について、令和5年度に告示を改正し、必要に応じて中長期で設定する事が可能であることを明確化した。 【措置済み】(令和5年4月26日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡) 当該計画に記載する目標については、令和5年度中に告示を改正し、必要に応じて中長期で設定することが可能であることを明確化する。	【厚生労働省】第9回介護保険事業(支援)計画の作成に向けた研究事業について(情報提供)(令和5年4月26日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡) 【厚生労働省】令和5年厚生労働省告示第18号	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_216">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_216</a>	厚生労働省老健局介護保険計画課
5【厚生労働省】 (5)介護保険法(平成法123) (i)看理栄養士が行う場合の民宅栄養管理指導料(II)(指定民宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平12 厚生省告示191))に、指定居宅看理栄養管理指導事業所とされている病院又は診療所に連携している薬局に所属する看理栄養士が民宅栄養管理指導を行な場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聽いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—
5【農林水産省】 (13)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和法112) 都道府県が定めることできる当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画(4条)については、都道府県の当該計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、当該計画の記載事項に係る見直しを行う。	—	第208回国会に提出した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関する法律」(昭和46年法律第112号)を一部改正(令和4年法律第44号)。 「農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について」(令和4年5月20日付け官報掲載)を発出。 「農村地域への産業の導入に関する法律に関するガイドラインの制定について」(令和4年5月25日付け厚生労働省職業安定局長、農林水産省農村振興局長、経済産業省経済産業政策局地域産業グループ長)を発出。 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン」(農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン)を発出。	【農林水産省】農村地域への産業の導入に関する法律(昭和46年法律第112号)を一部改正(令和4年法律第44号) 【農林水産省】農村地域への産業の導入に関する基本方針の変更の公表について(令和4年5月20日付け官報掲載) 【農林水産省】農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドラインの制定について(令和4年5月25日付け官報掲載) 【農林水産省】農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_218">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_218</a>	農林水産省農村振興局農政部農村計画課
5【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10 法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15 法130)及び気候変動適応法(平30法50) (i)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温帯法」という。)21条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律5条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一緒にして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。	—	地方公共団体実行計画、行動計画及び地域気候変動適応計画については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一緒にして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知した。	【環境省】地球温暖化対策の推進に関する法律第2条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について(令和4年3月31日付け環境省大臣官房環境計画課、環境省大臣官房総合政策環境教育推進室、環境省大臣官房環境局総務課気候変動適応室事務連絡)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_219">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_219</a>	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室
5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭和法180) (i)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続については、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。	—	都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続について、「国土調査事業事務取扱要領」の一部改正について(令和4年3月30日付け国土交通省大臣官房土地政策審議官及び国土政策局長通知)	【国土交通省】国土調査事業事務取扱要領の一部改正について(令和4年3月30日付け国土交通省大臣官房土地政策審議官及び国土政策局長通知)	<a href="https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_220">https://www.aoa.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2021/r3fu_tsuchi.html#r3_220</a>	国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課